### 〇昭和六十年十月十四日 月曜日

開会 午前十時二分

日程第 一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

特別委員会設置の件

特別委員会、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十 対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、エネ 対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査 立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその 名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹 る総合的かつ長期的な調査のため委員三十名から成る外交・総合安全保障に関する調査 員三十名から成る国民生活・経済に関する調査特別委員会、外交・総合安全保障に関す 右の件は、議長発議により、国民生活・経済に関する総合的かつ長期的な調査のため委 のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する ルギーに関する諸問題を調査し総合的かつ長期的な対策樹立に資するため委員二十名か

備

考

ら成るエネルギー対策特別委員会を設置することに全会一致をもつて決し、 議長は、 特

別委員を指名した。

政治倫理綱領案 (遠藤要君外七名発議) (委員会審査省略要求事件

行為規範案(遠藤要君外七名発議)(委員会審査省略要求事件)

参議院政治倫理審査会規程案(遠藤要君外七名発議)(委員会審査省略要求事件)

参議院規則の一部を改正する規則案(遠藤要君外八名発議)(委員会審査省略要求事件)

の議案は全会一致をもつて可決された。 することに決し、遠藤要君から趣旨説明があつた後、第一乃至第三の議案は可決、第四 右の四案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して一括して議題と

休憩 午前十時十七分

日程第 二 会期の件再開 午後四時一分

与の生は、六十二月旬によること

右の件は、六十二日間とすることに決した。

北海道開発審議会委員及び鉄道建設審議会委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、 海道開発審議会委員に対馬孝且君、鉄道建設審議会委員に藤田正明君、土屋義彦君、 北 小

柳勇君、桑名義治君を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

認することに決し、検査官に中村清君、公共企業体等労働委員会委員に青木勇之助君 右の件は、航空事故調査委員会委員長に武田峻君を任命したことを全会一致をもつて承

(衆議院) 開会式

一○・一四 国務大臣の演説

六、一七 演説に対する質疑

することに全会一致をもつて同意することに決した。 市原昌三郎君、氏原正治郎君、神代和俊君、舟橋尚道君、 堀秀夫君、 山口俊夫君を任命

日程第 三 国務大臣の演説に関する件

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。 中曽根内閣総理大臣は、所信について演説をした。

散会 午後四時三十三分

### 〇昭和六十年十月十七日 木曜日

開会 午前十時一分

議員園田清充君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、成

相善十君が哀悼の辞を述べた。

日程第 一 国務大臣の演説に関する件(第二日)

久保亘君、加藤武徳君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後零時八分

# 〇昭和六十年十月十八日 金曜日

開会 午前十時一分

国家公務員等の任命に関する件

中央社会保険医療協議会委員に三藤邦彦君を任命したことを全会一致をもつて承認する 右の件は、社会保険審査会委員に佐分利輝彦君を任命したことを承認することに決し、

ことに決した。

日程第 一 国務大臣の演説に関する件(第三日)

藤原房雄君、安武洋子君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前十一時三十四分

再開 午後一時二分

休憩前に引続き、田渕哲也君、寺田熊雄君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後一時五十八分

# 〇昭和六十年十一月十五日 金曜日

開会 午前十一時四十二分

日程第

議長は、新たに当選した議員守住有信君を議院に紹介した後、同君を逓信委員に指名した。

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

## 内閣提出、衆議院送付

もつて可決された。 右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を

散会 午前十一時四十六分

# 〇昭和六十年十一月二十九日 金曜日

開会 午前十時一分

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案 (趣旨説明

右は、日程に追加し、後藤田国務大臣から趣旨説明があつた後、野田哲君、太田淳夫君、

内藤功君、山田勇君がそれぞれ質疑をした。

国家公務員等の任命に関する件

郎君、 に決し、公害健康被害補償不服審査会委員に山本秀夫君、社会保険審査会委員に月橋得 財政審議会委員に胡子英幸君、松島五郎君、山本成美君を任命することに同意すること 知野虎雄君を任命することに全会一致をもつて同意することに決した。 右の件は、原子力委員会委員に向坊隆君、公害健康被害補償不服審査会委員に中島二郎 運輸家議会委員に隅健三君、電波監理審議会委員に生田正輝君、 日本放送協会経営委員会委員に富谷晴一君、地方財政審議会委員に武田隆夫君、 田淵節也君、 地方

日程第

部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一

(衆議院議決)

係る規制の整理及び合理一・二八一許可、認可等民間活動に

第一号)

化に関する法律案(閣法

ンド首相の演説(衆議院一・二九 ラシープ・ガンシー・イ

議場)

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、 可決された。

日程第 二 日本体育・学校建康センター法案(第百二回国会内閣提出、 第百三回国会衆

#### 議院送付)

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、 午前十一時四十四分 可決された。

〇昭和六十年十二月四日

水曜日

開会 午後二時一分

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案及び地方公務員等共済組合法等の一部

を改正する法律案(趣旨説明)

右は、日程に追加し、竹下大蔵大臣、古屋自治大臣から順次趣旨説明があつた後、 佐藤

三吾君、中野鉄造君、近藤忠孝君、井上計君がそれぞれ質疑をした。

日程第 一 租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を

もつて可決された。

散会 午後三時三十九分

# 〇昭和六十年十二月九日 月曜日

開会 午前十時一分

#### (衆議院議決)

の一部を改正する法律案一二・三 国家公務員等共済組合法等

号)(修正)

(第百二回国会閣法第八)

号)(修正) (第百二回国会閣法第八四の一部を改正する法律案地方公務員等共済組合法等

号)(修正) 号)(修正) 場本漁業団体職員共済組合

等の一部を改正する法律案私立学校教職員共済組合法

(第百二回国会閣法第八二

号)

日程第 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案及び私立学校教職員共

済組合法等の一部を改正する法律案(趣旨説明

右は、 佐藤農林水産大臣、松永文部大臣から順次趣旨説明があつた後、本岡昭次君、 刈

田貞子君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前十一時十二分

# 〇昭和六十年十二月十三日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第 一 関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。 一 日本放送協会昭和五十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこ

れに関する説明書

右の件は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、委員長報告の

とおり是認することに決した。

日程第 三 許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案 (内閣提

出、衆議院送付)

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、 可

決された。

日程第 四 特定石油製品輸入暫定措置法案(内閣提出、衆議院送付)

•一三 衆議院会期延長議決(七

日間)

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、 可決された。

散会 午前十時二十五分

### 〇昭和六十年十二月二十日 金曜日

開会 午前十時二分

日程第 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出、 衆議

院送付)

日程第 \_ 特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に 関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、

衆議院送付

日程第  $\equiv$ 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、 衆議院送付

日程第 四 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回国会内閣提出

第百三回国会衆議院送付)

日程第 Ŧi. 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送

付

日程第 六 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、 衆議院送

付

日程第 七 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案 (第百二回国会内閣提

共 第百三回国会衆議院送付)

日程第 八 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出

日程第 九 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案(第百二回国会内閣提

出、第百三回国会衆議院送付)

日程第一〇 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案 (第百二回国会内閣提出

第百三回国会衆議院送付)

日程第一一 医療法の一部を改正する法律案(第百一回国会内閣提出、 第百三回国会衆議

院送付)

日程第一二 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一

部を改正する法律案(衆議院提出)

あつた後、日程第一乃至第三、第五及び第六は可決、日程第八及び第一二は全会一致をも 長、地方行政委員長及び社会労働委員長から、順次委員会審査の経過及び結果の報告が 右の十二案は一括して議題とし、内閣委員長、法務委員長、文教委員長、農林水産委員 委員長報告のとおり修正議決された。 つて可決、日程第一一は可決され、次いで日程第四、第七、第九及び第一○は討論の後

日程第一三乃至第二九の請願

右の請願は、運輸委員長外六委員長の報告を省略し、全会一致をもつて各委員会決定の

とおり採択することに決した。

委員会の審査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会の審査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

一、情報公開法案(第百二回国会参第二号)

#### 法務委員会

- 一、集団代表訴訟に関する法律案(第百一回国会参第六号)
- 、刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第百一回国会参第一〇号)
- 、刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第百一回国会参第一七号)
- 、人事訴訟手続法の一部を改正する法律案(第百二回国会参第七号)

#### 文教委員会

一、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(第百一回国会参第一一

E C

、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法 律案 (第百一回国会参第一六号)

#### 建設委員会

一、都市緑化促進法案(第百一回国会参第九号)

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

一、海洋開発基本法案(第百一回国会参第七号)

、海洋開発委員会設置法案 (第百一回国会参第八号)

### 事務総長辞任の件

右の件は、これを許可することに決した。

事務総長の選挙

(衆議院議決)

案(第百二回国会閣法第二二・二○ 国家公務員等共済組合法

同意)

八一号)(参議院回付案に

に同意) 第八二号)(参議院回付案 建案 (第百二回国会閣法 法等の一部を改正する法

に同意) (参議院回付案律案 (第百二回国会閣法合法の一部を改正する法律案 (第百二回国会閣法

地方公務員等共済組合法

散会 午前十一時六分 議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。 木理勝君を指名した。 右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は加藤 同意) 八四号)(参議院回付案に 案(第百二回国会閣法第 等の一部を改正する法律

二、議案の審議経過二、議案の審議経過

規則	決	その	決	子	承	議	条	予		衆			参			閣			
•	議	他	算	備						法			法	r		法			$/ \parallel$
規程		継	新	費					衆	参			参	新	衆	参	新		
案	案	続	規	等	記	決	約	算	継	継	規	継	継	規	継	継	規		
				衆継														· ·	H
四		四		九					四三	,	=				七			ŀ	H
																		ħ	艾
四											Ξ	<u>.</u>			六		0	<u>7</u>	Z
																		継	参
						ļ 							0					続	議
																		未	
		Ξ											_	_				了	院
		/																継	衆
	/			九	 				三六						_			続	議
																		未	DHX
					: 	 			六									了	院
									撤									Ű	Ħ
									回一		;							#	z,

### 案件名 覧

内 閣 継続七件) 提出法律案 (一九件)(うち前 国会 か

両院通過 (一六件)(うち前国会から継続六件)

許可、 認可等民間活動に係る規制の整理及び

合理化に関する法律案

\_ 般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社

債発行限度に関する特例法の一部を改正する

法律案

Ξ 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促

進法の一部を改正する法律案

刀 五 関税暫定措置法の一部を改正する法律案 特定石油製品輸入暫定措置法案(修)

六 般職の職員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案

七 特別職の職員の給与に関する法律及び国際科

学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措

置法の一部を改正する法律案

議院修正を示す。 下の《修》は本院修正、(修件名の上の数字は提出番号、

(修)件

は名 衆の

八 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

九 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正す

る法律案

る法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正す

0

国第 国第 国第 会百 会百 会百 八二 一二 六一 一回 八回 七回 日本体育・学校健康センター法案

(修)

医療法の一部を改正する法律案

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する

国第 会 八 二 回

私立学校教職員共済組合法等の一

部を改正す

法律案(修)(修)(衆議院同意)

る法律案 (修)(衆議院同意)

国第 会正 八三回

国第 会正四回

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正す

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する る法律案 (修)(修)(衆議院同意

法律案 (修)(修)(衆議院同意)

衆議院継続 (三件)(うち前国会から継続一件)

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

\_\_\_ 職業安定法等の一部を改正する法律案

国第 会 不 八 二 回 公職選挙法の一部を改正する法律案

本院 から継続一一件) 議員提出法律案 (一二件)(うち前 玉

会

本院 |継続(一〇件)(いずれも前国会から継続

集団代表訴訟に関する法律案

海洋開発基本法案

国第 国第 国第 国第 国第 都市緑化促進法案 海洋開発委員会設置法案

会百 会百 会百 会百 刑事訴訟法の一部を改正する法律案

一回 〇回 九回 八回 七回 六回 学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正

する法律案

国第 会百 六回 女子教職員の出産に際しての補助教職員 6 確

保に関する法律の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一 部を改正する法律案

\_\_ \_\_ 情報公開法案

国第 国第 国第 会百 会百 会百 七回 二回 七回

人事訴訟手続法の一部を改正する法律案

本院未了 (二件)(うち前国会から継続一 件

日本国有鉄道経営再建促進特別措置 法の 部

を改正する法律案

国第 会百  $f_{\mathbf{L}}[\mathbf{u}]$ 林業労働法案

衆 議 院議 か 継 員 続 提 四三件) 出 法律案 四六件)(うち前

玉

会

5

両院通過 (三件)

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の 合理化に関する特別措置法の一部を改正する

法律案

租税特別措置法の一 部を改正する法律案

三 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法

律案

衆議院継続 (三六件)(いずれも前国会から継続

— 二回 官公需についての中小企業者の受注の確保に

国第

会百

関する法律の一部を改正する法律案

短時間労働者保護法案

国第 国第

会百 会百 三回 五回 短期労働者及び短時間労働者の保護に関する

国第 会百 二三 八回 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する

特別措置法案

国第 会百 九回 都市における公共交通の環境整備に関する特

別措置法案

国第 国第 国第 国第 国第 地域林業振興法案

地域福祉保健活動の推進に関する法律案

住宅基本法案

会百会百会百会百会百三二三二二二二二二四二四四回三四〇回 鶏卵の需給の安定に関する法律案 大規模小売店舗等調整法案

三二三二九回 八回

採卵養鶏業への農外大企業者等の進出の規制

(六件)(いずれも前国会から継続

等に関する法律案

衆議院未了

国第 会百 \_\_ ()

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正す

る法律案

<u> [n]</u> 関する法律の一部を改正する法律の一部を改 出資の受入れ、 預り金及び金利等の取締りに

国第

会百

正する法律案

会百 八回 地域社会における公共サービスの向上のため

国第

三二 九回 の新社会システムの開発に関する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

国第

会百

国第 会百 三二〇回

国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する

法律案

国第 会百 EE 七回 公職選挙法の一部を改正する法律案

撤回 (一件)

国第 会三六 (前国会から継続)

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の 合理化に関する特別措置法の一部を改正する

法律案

予備 も前 費 等 国 会か 承諾 ら継 を求 X) る 0) 件 (九件)(い

●衆議院継続 (九件)

○昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁

所管使用調書(その1)(第百一回国会提出

○昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁

所管使用調書 (その1)(第百一回国会提出

○昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費 増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(第

百 一回国会提出)

○昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁

所管使用調書(その2)(第百二回国会提出)

- 所管使用調書(その2)(第百二回国会提出)○昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁
- 増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(第〇昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費

百二回国会提出)

所管使用調書(その1)(第百二回国会提出)○昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁

所管使用調書(その1)(第百二回国会提出)○昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁

増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(第○昭和五十九年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費

百二回国会提出

## ●決算その他(四件)

### ●議決 (一件)

○日本放送協会昭和五十八年度財産目録、貸借対照表及び

#### ●未了 (三件)

資金受払計算書、昭和五十八年度政府関係機関決算書特別会計歳入歳出決算、昭和五十八年度国税収納金整理○昭和五十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十八年度

(第百二回国会提出)

○昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計算書(第百

二回国会提出)

○昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算書(第百二

回国会提出)

# ●規則・規程案(四件)

### ●可決 (四件)

- ○政治倫理綱領案
- ○行為規範案

○参議院政治倫理審査会規程案

○参議院規則の一部を改正する規則案

出

(3) 委員会別の成立した法律等の要旨及び本会議における委員長報告(議案審議表付)

○内閣委員会

内閣提出法律案(五件)

(衆)は提出時の先議院

100				·		
102 81 国 会		8	7	6	1	番 号
法律案 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する		防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案	置法の一部を改正する法律案学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措特別職の職員の給与に関する法律及び国際科	正する法律案一般職の職員の給与に関する法律の一部を改	合理化に関する法律案許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び	件
衆		"	"	"	衆	院議先
六O、 <b>四</b> :IO		三、六	三、大	三、六	六0′10′1宝	月提日出
六〇 二 四		(子)	(予)	(字)	一	付委員 参 託会
<b>修</b> 正 1.1 元	_	可 三 決 可	Ī	可 <u>三</u> 决 可	可	議委員 議決会
修 正修 正		可 三:10	可 三 三 決	可三	可 決可 決	議本院決議
大		二、六可	二、六	三、六		付委 景 衆 託会
<b>修</b>		可 三二0	可 三:10	可 三10	70.11.12 40.11.13 40.11.13	議委員 議決会
正元		可三、三、	可三決三	可 三 決 三	可(0)二、元	議本 会 決議
百二回国会育三回国会会議を言説明を本会議を言説明を本会議を言説明を表する。					たの、二、三 衆本会議趣旨説明 ニニ元	備考

# 本院議員提出法律案(一件)

102	500					
2 国 会	番 号					
情報公開法案	件					
	名	名				
外穐	(月	提				
(六0、二萬	,,	出				
四. 四. 少名君	日	者				
Pa Pa	付	予				
	月	備				
	出出	<u></u> 发_				
	月	^				
	日	提				
() () ()	付委 員	参				
九	託会					
継	議委員	議				
続	決会	un.				
審	議本	院				
査	会決議	176				
.Н.	付委					
	員	衆				
	託会					
	負	議				
	決会					
	議本会	院				
	決議					
	備					
	考					

法律案(閣法第一号)許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する

#### 要旨

にそん色のない開放性を有する市場の実現に資する観点か各分野にわたる規制緩和に係る事項のうち、社会経済環境をいし過剰あるいは不合理となつている規制を是正するこないし過剰あるいは不合理となつている規制を是正するこないし過剰あるいは不合理となっている規制を是正することにより、民間能力の向上、技術革新の進展等に伴つて不要ないし過剰あるいは不合理となっている規制を是正することにより、民間活動に対する制約を除去し、併せて国際的をいる。

次のとおりである。

・ (水のとおりである。)

と(十法律の改正)。

一、地代家賃統制令を失効させるなど十一事項にわたる規一、地代家賃統制令を失効させるなど十一事項にわたる規

した旨の届出で足りるものとするなど十一事項につい二、興行場等の営業承継について新たな許可を要せず承継

て規制の手段を緩和すること(八法律の改正)。

律の改正)。 律の改正)。 律の改正)。 律の改正)。 律の改正)。 律の改正)。 律の改正)。 律の改正)。 神項について規制を緩和するなど合わせて十一 大するほか、航空機関士を乗り組ませなければならない 大するほか、航空機関士を乗り組ませなければならない 三、ガス用品等の規制についていわゆる自己認証制度を、

主体を合理化すること(三法律の改正)。機関に委譲できることとするなど三事項について規制の四、重要な無線局以外の無線局の定期検査業務を民間検査

法律の改正)。

古るなど四事項について手続の簡素化等を図ること(四九、海事代理士の登録事項の変更申請の提出期限を弾力化

すること。
六、本法律は、一部を除き、公布の日から施行するものと

七、所要の経過措置を規定すること。

八、その他関係法律につき所要の改正を行うこと。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました許可、認可等民間活動に係る

であります。 規制の整理及び合理化に関する法律案につきまして、内閣 規制の整理及び合理化に関する法律案につきまして、内閣 を員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。 をの答申において指摘された事項のうち、社会経済環境の 変化、民間能力の向上、技術革新の進展等に伴つて不要な いし過剰あるいは不合理となつている規制を是正すること により、民間活動に対する制約を除去し、これと併せて国 際的に遜色のない開放性を有する市場の実現に資する観点 際的に遜色のない開放性を有する市場の実現に資する観点 のより、民間活動に対する制約を除去し、これと併せて国 により、民間活動に対する制約を除去し、これと併せて国 であります。

慎重な審査が行われました。 運輸、建設の四つの常任委員会との連合審査会を開くなど大臣の出席を求めて質疑を行うとともに、社会労働、商工、大臣の出席を求めて質疑を行うとともに、社会労働、商工、

伴う善後策、自己認証制導入に伴う消費者保護対策、今後和と安全性の確保、地代家賃統制令廃止の是非及び廃止に制緩和の方針、内需拡大策、航空機関士搭乗義務規定の緩法案とすることと各常任委員会制度との整合性、今後の規質疑の主な内容は、八省二十六法律にわたる改正を一括

の詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。の行革改革の進め方等広範多岐にわたつておりますが、そ

とを内容とする修正案が提出されました。める規定及び地代家賃統制令を廃止する規定を削除するこめる規定及び地代家賃統制令を廃止する規定を削除することを採決により決定した後、日本社会質疑を終局することを採決により決定した後、日本社会

案に反対する旨の発言がありました。 本社会党を代表して穐山委員より原案に反対、修正案に賛成、自由民主党・自由国民会議を代表して大島理正案に賛成、自由民主党・自由国民会議を代表して大島理正案に賛成、自由民主党・自由国民会議を代表して大島理正案に対する旨の発言がありました。

のと決定いたしました。決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきも討論を終わり、採決の結果、野田理事提出の修正案は否

共同提案に係る地代家賃統制令の廃止にあたつて生活の激本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の各派なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日

変緩和に配慮すること等六項目にわたる附帯決議が行われ

ました。

以上、御報告申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第六号)

つて、その主な内容は次のとおりである。
うとともに、休日・休暇制度を整備しようとするものであ一般職の国家公務員の俸給月額等について所要の改定を行一般職の国家公務員の俸給月額等について所要の改定を行の給与に関する勧告並びに休暇に関する勧告にかんがみ、

- 一、俸給表の改定
- 七十二円引き上げること。
  1 全俸給表の全俸給月額を平均五・二%、一万千九百
- 行政職俸給表一について、現行の八等級制を十一級制の複雑・専門化、職務段階の分化等に対応するよう、級として職務の級の序列を編成し直すとともに、職務2 現行の職務の等級を職務の級に改め、最も下位を一

行うこと。

でいる、併せて行政職俸給表二、税務職俸給表一、公安職俸給表二、海事職俸給表二、海事職俸給表一、海事職俸給表一、海事職俸給表一、公安職俸給表二、海事職俸給表一、海事職俸給表一、海事職俸給表一、

- 本専門行政職俸給表を新設すること。の処遇の適正化を図るため、これらの職員を対象とし門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専
- 号俸構成の整備を図ること。4 定年制度の実施を踏まえ所要の号俸を増設する等、

### 二、諸手当の改定

月額の限度額を四万二千円(現行四万千百円)に引きでいる医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専とともに、医療職俸給表()以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を受けるといる。

上げること。

2 扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万四年 大一の、職員に配偶者がない場合にあつては、その ただし、職員に配偶者がない場合にあつては、その ただし、職員に配偶者がない場合にあつては、その ただし、職員に配偶者がない場合にあつては、その ただし、職員に配偶者がない場合にあつては、その うち一人については九千五百円)に、配偶者以外の扶養親 一方に (現行一万三千二百円)に 、配偶者に係る支給月額を一万四 (現行)に (現代)に (現行)に (現行)に (現代)に (現代)に (現行)に (現代)に (現

整措置を行うこと。

整措置を行うこと。

を持置を行うこと。

を持置を行うこと。

を指置を行うこと。

を指置を行うこと。

を指置を行うこと。

を指置を行うこと。

を指置を行うこと。

を指置を行うこと。

該地域の周辺の地域内にある区域に多数の官署が移転を百分の十(現行百分の九)に引き上げるとともに、と百分の十(現行百分の九)に引き上げるとともに、たれらの地域及び官署以外の地域に在勤する医療職権の十に引き上げることとし、甲地に属する地域から当の十に引き上げることとし、甲地に属する地域から当の十に引き上げることとし、甲地に属する地域から当る大事院規則で定める地域及び官署における支給割合の十に引き上げることとし、甲地に属する地域から当る大事院規則で定める地域及び官署における支給割合

十に引き上げること。情があると認められるときの支給割合の限度を百分のした場合等であつて、その移転等の状況等に特別の事

上げること。 に支給割合の限度を百分の十(現行百分の九)に引き なお、筑波研究学園都市移転手当についても、同様

員に対する支給月額についても、同様に引き上げるこなお、交通機関等と自転車等を併用して通勤する職改正を行うこと。

ځ

千五百円)に引き上げること。 て、支給の限度額を日額二万四千八百円(現行二万三6 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当につい

三、休日制度の整備

時間においても勤務することを要しないこと。特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日には、「職員は、国民の祝日に関する法律に規定する休日及

2 その他休日制度の整備に伴い、所要の整備を行うこ

ځ

四、休暇制度の整備

1 職員の休暇の種類は、従来どおり年次休暇、病気休

2 年次休暇の日数は、従来どおり一年間に二十日とす

暇及び特別休暇とすること。

ること。

として翌年に繰り越すことができること。また、年次休暇は、人事院規則で定める日数を限度は、人事院規則で定めるものとすること。ただし、新規採用職員等の年次休暇の日数について

- られる場合における休暇とすること。要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認め3病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必
- 間を定めること。 明で定める特別休暇については、人事院規則でその期 が相当である場合として人事院規則で定める場合に とが相当である場合として人事院規則で定める場合に とが相当である場合として人事院規則で定める場合に はいこ の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないこ の事故をの他の特別の事由により職員が勤務しないこ
- 者の承認を受けなければならないこと。 休暇は、従来どおり各庁の長又はその委任を受けた
- き続き勤務しないときは、俸給の半額を減ずること。疾病を除く。)に係る療養等のため、九十日を超えて引6 当分の間、職員が負傷又は疾病(公務上の負傷又は
- 8 その他、休暇制度の整備に伴い、法律の題名を「一その職務の性質等を考慮して人事院規則で定めること。7 常勤を要しない職員の勤務時間及び休暇については、
- 目的の規定を改める等所要の整備を行うこと。般職の職員の給与等に関する法律」に改めるとともに、

五、施行期日

施行する。 手当との調整に関する規定は、昭和六十一年六月一日からは、昭和六十年七月一日から適用すること。ただし、児童は、昭和六十年七月一日から施行し、給与に関する改正規定

年一月一日から施行する。休日及び休暇制度に関する規定については、昭和六十一

#### 委員長報告

ただいま議題となりました議案のうち、内閣委員会で議 こと、技養手当等の額の改定等を行うこと、及び休 の再編整備及び専門行政職俸給表を新設すること、及び休 の再編整備及び専門行政職俸給表を新設すること、及び休

日・休暇制度の整備等を行うことであります。

ます。 棒給月額等について所要の改定を行おうとするものであり 律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の 律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の 特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧

ころ、日本共産党を代表して内藤委員から三法律案にいず本年度の給与改定に対する人事院総裁の見解、六十一年度本年度の給与改定に対する人事院総裁の見解、六十一年度本年度の給与改定に対する人事院総裁の見解、六十一年度不の詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。 質疑を終わり、三法律案を一括して討論に入りましたと 質疑を終わり、三法律案を一括して審査し、 委員会におきましては、以上三法律案を一括して審査し、

れも反対する旨の発言がありました。

した。
も多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしまも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしま討論を終わり、三法律案につき順次採決の結果、いずれ

案について御報告申し上げます。 次に、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

継続審査となつていたものであります。

本法律案は、第百二回国会に提出され、衆議院において

講じようとするものであります。 講給付の適正化を図るとともに、国家公務員等共済組合の 期給付の適正化を図るとともに、国家公務員等共済組合と 起合員等についても基礎年金の制度を適用する等の措置を が応し、公的年金制度の長期的安定とその相互間の整合性 対応し、公的年金制度の長期的安定とその相互間の整合性

共済年金及び遺族共済年金等としております。する報酬比例年金とし、給付の種類は退職共済年金、障害度に基づく給付は、原則として基礎年金に上乗せして支給を申し上げますと、第一に、共済年金制

額に、公務員制度等の一環としての職域年金相当部分の年第二に、共済年金の年金額は、厚生年金相当部分の年金

金額を加えたものとすることとしております。また、年金を額を加えたものとすることとしております。職域年金相当部分の年金を同様のものと致しております。職域年金相当部分の年金を同様のものと致しております。職域年金相当部分の年金額の算定の基礎につきましては、全期間の平均標準報酬月額の算定の基礎につきましては、全期間の平均標準報酬月まります。

ります。 第三に、退職共済年金については、給付率を二分の一 し、さらに、遺族共済年金については、給付率を二分の一 し、さらに、遺族共済年金については、船付率を二分の一 ものら四分の三に引き上げる等の措置を講ぜの制限期間を撤廃 また障害共済年金については、事後重症の制限期間を撤廃 またに、退職共済年金については、配偶者等に対する加

給付の合理化を図ることとしております。 第四に、公的年金の併給調整の実施、所得制限の強化等、

第六に、共済年金の給付に要する費用については、使用従前の年金額は、これを保障することとしております。方式により算定した額に改定することとしておりますが、第五に、既裁定年金の取扱いについては、いわゆる通年

三分の一とすることとしております。ることとし、国庫等の負担については、基礎年金拠出金の者としての国又は公共企業体等と組合員との折半負担とす

また、共済組合の組合員等に対して基礎年金制度 ります。また、共済組合の組合員等に対して基礎年金制度 ります。また、共済組合の組合員等に対して基礎年金制度 ります。また、共済組合の組合員等に対して基礎年金制度 ります。また、共済組合の組合員等に対して基礎年金制度 を適用するため国民年金法等についてであります。次に、 まず、年金

ております。本法律は、昭和六十一年四月一日から施行することとし

合審査会を開くなど、慎重な審査が行われました。めて、地方行政、文教、農林水産の三つの常任委員会と連委員会におきましては、中曽根内閣総理大臣の出席を求

恩給との均衡問題等広範多岐にわたつておりますが、そのライド停止、懲戒処分等による支給制限、国鉄共済の救済、案と国家公務員法との関連、年金額算定基礎のあり方、ス質疑の主なるものは、公的年金制度一元化の内容、本法

詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

等を内容とする修正案が提出されました。同提案に係る年金額の政策改定の要素に賃金を加えること事より自由民主党・自由国民会議、民社党・国民連合の共質疑を終局することを採決により決定した後、曽根田理質疑を終局することを採決により決定した後、曽根田理

内閣の意見を聴取いたしましたところ、竹下大蔵大臣より、なお、この修正案は、予算を伴うものでありますので、

やむを得ない旨の発言がありました。

及び修正案に反対の旨の発言がありました。といいで、原案及び修正案を代表して相当委員より修正案及び修正部分を除く原案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して堀江理事よに反対、自由民主党・自由国民会議を代表して堀江理事よに反対、自由民主党・自由国民会議を代表して堀江理事よに反対、自由民主党・自由国民会議を代表して堀江理事よのが修正案に反対の皆の発言がありました。

と決定いたしました。可決され、本法律案は、多数をもつて修正議決すべきもの可決され、本法律案は、多数をもつて修正議決すべきもの討論を終わり、採決の結果、曽根田理事提出の修正案は

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、

日

共同提案に係る十五項目にわたる附帯決議が行われました。本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の各派

以上、御報告申し上げます。

(閣法第七号)府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政

#### 要旨

主な内容は次のとおりである。の職員の給与の額を改定しようとするものであつて、その本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職

つ、内閣総理大臣の俸給月額を百七十二万五千円(現行百一、内閣総理大臣の俸給月額を百二万五千円から八十九万円(現行五十六万二千円(現行百十三万七千円)とし、そのでででで、のでは、一、四十九万十九万十二万二十円)、国務大臣等の俸給月額を百二十五万円(現行九十六万九千円から八十四万千円)の範囲内でで、内閣総理大臣の俸給月額を百七十二万五千円(現行百一、内閣総理大臣の俸給月額を百七十二万五千円(現行百円、内閣総理大臣の俸給月額を百七十二万五千円(現行百円)のでは、「日本の本」のでは、「日本の本)のでは、「日本の

二、大使及び公使の俸給月額を百二十万二千円から七十九

万千円(現行百十三万七千円から七十四万八千円)の範

囲内で改定すること。

五百円(現行三十八万三千九百円から十八万八千五百三、秘書官の俸給月額を四十万三千九百円から十九万八千

円)の範囲内で改定すること。

千八百円(現行二万三千五百円)にそれぞれ改定するこーが、委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限四、委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限

すること。
については、これを、当分の間、俸給月額の百分の九とについては、これを、当分の間、俸給月額の百分の九と五、内閣総理大臣及び国務大臣に支給する調整手当の月額

た者の俸給月額について、当分の間、特例措置を講ずる六、一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつ

円(現行九十五万九千円)に改定すること。七、国際科学技術博覧会政府代表の俸給月額を百一万五千

科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律及び国際八、本法律は、一部の改正規定を除き、公布の日から施行

定は、昭和六十年七月一日から適用すること。

#### 委員長報告

二四ページ参照

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(閣法第八号)

#### 要旨

のとおりである。
のとおりである。
本案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛

する職務の等級等との均衡を図るため、将二欄を廃止し、に、現行の一等級と二等級の間に等級を新設し、さらにに、現行の一等級と二等級の間に等級を新設し、さらに呼称を改め現行四等級制を五級制に改めること。・八%引き上げるととも信等俸給表の俸給月額を平均五・四%引き上げるととも「、事務次官、参事官、書記官及び部員に適用される参事

将補一及び将補二欄を新設し、一佐について、その職務

の復雑性、多様性に対応させて、一佐一、二及び三欄を

新設すること。

ること。
手当の月額を六万四千九百円(現行六万百円)に増額す三、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生

の規定の整備を行うこと。自衛官俸給表の将補の①欄及び①欄等の新設に伴い所要四、参事官等俸給表の職務の等級の構成及び呼称の改定、

き、昭和六十年七月一日から適用すること。五、本法律は、公布の日から施行し、一部の改正規定を除

#### 委員長報告

二四ページ参照

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二

回国会閣法第八一号)

#### 要旨

対応し、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図本法律案は、高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に

一、国家公務員等共済組合法等改正関係

1 掛金及び給付に関する通則

すること。
は、組合員であつた間の全期間平均の標準報酬月額とは、組合員であつた間の全期間平均の標準報酬月額を基準として算定するとともに、長期給付の算定の基準標準報酬制を導入し、掛金の額は、標準報酬月額を

また、長期給付の種類は、退職共済年金、障害共済

年金、障害一時金及び遺族共済年金とすること。

2 長期給付に関する事項

七・五に組合員期間月数を乗じて得た額(厚生年金又は退職した後に六十五歳に達したときに支給するしている組合員が、六十五歳に達した後に退職し、退職共済年金は、老齢基礎年金の受給要件を満た

世別の 日月数を乗じて得た額(職域年金相当部分)を加算 三○○月未満のときは千分の○・七五)に組合員期 に平均標準報酬月額の千分の一・五(組合員期間が 上引き続く組合員期間を有する者については、さら 上引き続く組合員期間を有する者については、さら は、さら

○・五から千分の一・五まで逓増すること。相当部分の乗率は、千分の十から千分の七・五までなお、昭和八十一年までの二十年間で、厚生年金

- 独自の給付として退職共済年金を支給すること。に六十歳に達したときは、当分の間、六十五歳まで六十歳に達した後に退職したとき、又は退職した後2)老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、
- る)を加算した額とすること。ただし、組合員期間 と、その額は、厚生年金相当部分の額に職域年金相 と、その額は、厚生年金相当部分の額に職域年金相 とととで定める障害等級(一〜三級)に該当す は、政令で定める障害等級(一〜三級)に該当す

きに支給することとし、その額は、障害等級三級の相当部分の額については、組合員が退職したときに、するほか、最低保障額を設けること。するほか、最低保障額を設けること。

障害共済年金額の二倍とすること。

④月とみなして計算すること。〇月とみなして計算することと。〇月とみなして計算すること。〇月とみなして計算すること。〇月とみなして計算すること。〇月とみなして計算すること。〇月とみなして計算すること。〇月とみなして計算すること。

いい。の割増しをした額とするほか、最低保障額を設けるの割増しをした額とするほか、最低保障額を設ける族共済年金は、職域年金相当部分の額について一定なお、公務等による傷病により死亡した場合の遺

額四十五万円の加算を行うこと。また、中高齢の子のない寡婦が受ける場合は、年

- 支給を行わないことができること。ところにより、職域年金相当部分の全部又は一部の停職以上の懲戒処分を受けたときは、政令の定める5 組合員等が禁錮以上の刑に処せられたとき、又は
- きは、従前の年金額をもつて改定後の年金額とすること。ただし、この額が従前の年金額より少ないとその額をいわゆる通年方式による年金額に改定する(7) 既裁定年金については、昭和六十一年四月分以後、
- (8) 施行日前から引き続き組合員である者のうち、退

とすること。 とすること。 とすることができた退職年金の額より少ないときは、当 な題が、施行日の前日において退職したならば受け を額が、施行日の前日において退職したならば受け を整事業が実施される間、この特例は適用しないこと をすること。

- ること。 指数が五%を上下した場合に自動的に行うこととす 明裁定年金額の改定は、年平均の全国消費者物価
- 3 費用負担に関する事項
- 業体等が負担すること。 に係る給付に要する費用については、国又は公共企組合員とが折半して負担すること。ただし、公務等() 長期給付に要する費用は、国又は公共企業体等と
- を負担すること。 定による基礎年金拠出金の三分の一に相当する金額② 国又は日本国有鉄道は、毎年度、国民年金法の規
- 二、国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法等

#### 改正関係

- 共済年金を支給する等の特例措置を講ずること。については、組合員期間が二四〇月未満の者でも退職1 恩給公務員期間等を有する組合員(更新組合員等)
- 改定は、恩給の改定措置に準じて改定すること。からの年金受給者のための特別措置法による年金額の2 旧国家公務員共済組合法及び旧令による共済組合等

## 三、関係法律の整備等

- 措置を講ずること。

  員及び被扶養配偶者を国民年金の被保険者とする等の

  1 国民年金法を改正し、国家公務員等共済組合の組合
- 生年金等との間の併給調整を行う等の措置を講ずるこ2 厚生年金保険法を改正し、退職共済年金等と老齢厚

所要の規定の整備等を図るための修正が行われている。法律案に対する第百二回国会での本院における修正に伴いるお、衆議院において、国民年金法等の一部を改正する

### 四、施行期日

昭和六十一年四月一日から施行すること。

#### 修正要旨

「賃金」という文言を加えること。
いとする旨の規定を改め、「国民の生活水準」の下にには、すみやかに改定の措置を講じられなければならな民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合民の生活水準をの他の諸事情に著しい変動が生じた場合

い所要の修正を行うこと。ているが、これを二十年以上とすることとし、これに伴員期間二十五年以上で厚生年金相当部分の二割相当とし、職域年金相当部分の年金額については、原案では組合一、職域年金相当部分の年金額については、原案では組合

の修正を行うこと。

の修正を行うことを加えることとし、これに伴い所要分の六倍とすることを加えることとし、これに伴い所要して計算することとしているが、本法律施行日以後、五三、本法律施行日前の船員組合員の期間は、三分の四倍と

#### 委員長報告

二四ページ参照

〇地方行政委員会

内閣提出法律案 (一件)

(衆) は提出時の先議院

102 84 国 会	番 号			
法律案地方公務員等共済組合法等の一部を改正する	件			
衆	院議先			
<u> </u>	月	提		
<b>台</b> (四10	日	出		
	付委			
态``三`、	員	参		
<b>2</b> 24	託会			
<b>修</b>	議委員	議		
正元	決会	明代		
<b>修</b> 态	議本			
)]=	会	院		
<u>e S</u>	決議			
<del></del>	付委			
0.1	員	衆		
四 Mr	託会			
<b>修</b>	議委員			
正元	決会	THEX.		
正 形 (6) 二 正 正 三	議本			
07111	会	院		
正三	決議			
百百百 百 百	偱	Ħ		
南二回国会 東本会議趣旨説明 東本会議趣旨説明 市三回国会 一三二三 参本会議趣旨説明 参本会議趣旨説明	<b>7</b>	,		

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二

回国会閣法第八四号)

要旨

るため、公的年金制度一元化等の改革の一環として、地方対応し、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図本法律案は、高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に

、地方公務員等共済組合法改正関係

1 給付の通則に関する事項

金及び遺族共済年金とすること。
を基準として算定するものとすること。また、長期給付の種類は、退職共済年金、障害共済年金、障害一時を基準として算定するものとすること。また、長期給を基準として算定するものとすること。また、長期給付の給付額は、平均給料月額(組合員であつ長期給付の給付額は、平均給料月額(組合員であつ

## 2 長期給付に関する事項

(I) 退職共済年金は、組合員期間等が二十五年以上である者が退職した後に六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したときに支給すること。その額は、平均給料月額の千分の七・五に組合員期間の月数を乗じて得た額(厚生年金相当部分)との合算額(ただし、一年以上引き続く組合員期間が三と、平均給料月額の千分の一・五(組合員期間が三ない者には職域年金相当部分は支給しない。)とし、さらに、妻、子にかかる加給年金を設けること。さらに、妻、子にかかる加給年金を設けること。さらに、妻、子にかかる加給年金を設けること。さらに、妻、子にかかる加給年金を設けること。さらに、妻、子にかかる加給年金を設けること。さらに、妻、子にかかる加給年金を設けること。本お、昭和八十一年までの二十年間で、厚生年金相当部分の乗率は、千分の十から千分の七・五まで相当部分の乗率は、千分の十から千分の七・五まで

○・五から千分の一・五まで逓増する等の経過措置○・五から千分の一・五まで逓増する等の経過措置

(3) 障害共済年金は、組合員である間に生じた傷病により、政令で定める障害等級(一~三級)に該当する程度の障害になつたときに支給すること。その額は、厚生年金相当部分の額と職域年金相当部分の額との合算額(一級障害は、その一・二五倍)とし、加給年金(一、二級障害は、その一・二五倍)とし、すること。ただし、組合員期間が三〇〇月未満の者すること。ただし、組合員である間に生じた傷病については、三〇〇月として計算する。

か、最低保障額を設けること。年金は、職域年金相当部分に一定の割増しを行うほなお、公務等により傷病となつた場合の障害共済

により政令で定める一定の障害状態にあるときに支障害一時金は、組合員が退職したときに、私傷病

障害)の二倍相当額とすること。給することとし、その額は、障害共済年金額(三級

- (4) 遺族共済年金は、州組合員、一・二級の障害共済年金の受給権者等、及び川退職共済年金の受給権者等、及び川退職共済年金の受給権者等、及び川退職共済年金の受給権者をして計算すること。中高齢の子のない寡婦が受ける場合は、月額三万七千五百円の加算を行うこと。その場合は、月額三万七千五百円の加算を行うこと。その場合は、月額三万七千五百円の加算を行うこと。その場合は、月額三万七千五百円の加算を行うこと。その場合は、月額三万七千五百円の加算を行うこと。その場合は、別額三万七千五百円の加算を行うこと。
- 年金については、一定の割増しを行うこと。 十二年以上地方公共団体の長である者に支給する
- 支給を行わないことができること。 ところにより、職域年金相当部分の全部又は一部は停職以上の懲戒処分を受けたときは、政令の定める(6) 組合員等が禁錮以上の刑に処せられたとき、又は
- 職年金の受給資格を満たしている者が、施行日後に⑦ 施行日前から引き続き組合員である者のうち、退

(9) 年金額の改定は、年平均の全国消費者物価指数が、施行日の前日において退職共済年金とすることができた退職年金の額より少ないときは、当該退職年金の額をもつて退職共済年金とすること。ただし、この額が従前の年金額より少ないときは、当こと。ただし、この額が従前の年金額より少ないときは、当日分の五を超えて上下した場合に自動的に行うこととすること。ただし、「及び8のただし書による年と、当日分の五を超えて上下した場合に自動的に行うこととは、近前の年金額をもつて改定後の年金額とすること。とすること。ただし、「7及び8のただし書による年とすること。ただし、「7及び8のただし書による年とすること。ただし、「7及び8のただし書による年とすること。ただし、「7及び8のただし書による年とすること。ただし、「7及び8のただし書による年とすること。ただし、「7及び8のただし書による年とすること。

3 費用負担に関する事項

金額については自動改定は行わないこととすること

- 一に相当する額を負担すること。
  ② 国又は地方公共団体は、基礎年金拠出金の三分の組合員と地方公共団体等が折半して負担すること。
  ① 長期給付に要する費用は、⑵によるもの等を除き、
- 4 その他の事項
- を講ずることとするほか、地方公務員に対するもの(1) 団体組合員については、地方公務員等と通算措置

## と同様の措置を講ずること。

所得停止の制度の導入等の措置を行うこと。年金の取扱いに準じ支給開始年齢の引上げ及び高額② 地方議会議員の年金については、国会議員の互助

二、地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法等

#### 改正関係

ること。ること。ること。ること。の必穏料等の受給権を有していた者等については、退例の退穏料等の受給権を有していた者等については、退組合員期間が二十年未満の更新組合員等で退職年金条

## 三、関係法律の整備等

- 正に伴う、所要の規定の整備等を図るための修正が行する法律案に対する第百二回国会での本院における修生年金等との併給調整を行う等の措置を講ずること。 厚生年金保険法を改正し、退職共済年金等と老齢厚

# 昭和六十一年四月一日から施行すること。

뗏

施行期日

#### 修正要旨

水準、賃金その他の諸事情」とすること。
れなければならない。」とあるのを改め、「国民の生活れなければならない。」とあるのを改め、「国民の生活水準その他の諸事情に著しいで、政、地方公務員等共済組合法の年金額の改定について、政

い所要の修正を行うこと。ているが、これを二十年以上とすることとし、これに伴員期間二十五年以上で厚生年金相当部分の二割相当とし二、職域年金相当部分の年金額については、原案では組合

倍として計算する特例を設けること。
が、これに加えて、施行日以後五年間に限り五分の六前の期間はその三分の四倍として計算することとしてい三、船員の組合員期間について、原案では、本法律施行日

#### 委員長報告

われている。

ただ今議題となつております議案のうち地方行政委員会

告いたします。 正する法律案につき、委員会の審査の経過及び結果を御報 で議了いたしました地方公務員等共済組合法等の一部を改

あります。 所得停止制度の導入を図ること等を主な内容とするもので とすること、年金額の自動改定、経過的加算、既裁定年金 組合員等の長期給付についても基礎年金制度を適用すること、 算措置を講ずること、地方議会の議員の年金について高額 方公共団体の関係団体の組合員について地方公務員との通 の取扱い、費用負担等について所要の改正を行うこと、地 年金額は厚生年金相当部分及び職域年金相当部分の合算額 と同一基調に基づき改正を行うこととし、地方公務員共済 地方公務員等共済制度について国家公務員共済制度の改正 本法律案は、公的年金制度一元化等の改革の一環として、

熱心な質疑を行いました。 容、国鉄共済等の諸問題、公務員年金のあり方等について 連合審査会を開きましたが、その間、公的年金一元化の内 疑を行い、また、総理大臣の出席を求めて、関係委員会と 委員会におきましては、今国会政府より説明を聴取し質

質疑終局を決定し、次いで、自由民主党・自由国民会議

額の政策改定の根拠規定に入れる等」の修正案について、 及び民社党・国民連合共同提出にかかる「賃金変動を年金 松浦委員から修正趣旨の説明が行われました。

案に賛成の意見が述べられました。 国民連合を代表して抜山委員より、それぞれ原案及び修正 代表して神谷委員より、それぞれ原案及び修正案に反対、 員、公明党・国民会議を代表して中野委員、日本共産党を 自由民主党・自由国民会議を代表して吉川委員、民社党 討論に入りましたところ、日本社会党を代表して上野委

すべきものと決定いたしました。 は、賛成多数をもつて可決、よつて本法律案は、修正議決 討論を終り、採決を行いましたところ、原案及び修正案

を明確にすることなどの附帯決議が付せられました。 なお、・本法律案に対しましては、公的年金一元化の内容

以上、御報告いたします。

### ○法務委員会

## 内閣提出法律案(二件)

本院議員提出法律案
(四件)

l			
10	9	番号	
る法律案検察官の俸給等に関する法律の一部を改正す	る法律案裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正す	件	
"	衆	院諭	先
_	<b>ХО</b> 1	月	提
一二、六	×0′1 =′ ×	日	出
(予六)可	六01二、六 一	付 員 会 養	参
一三 決三	可穴01三1三 決三	員 決会	議
可 1:110	可 決 決	議本 会 決議	院
一三、六	大071 二、大 一六071	付委 員 託会	衆
可 1:10	可 201110	議委 員 決会	議
		議本会	院
可 二	三 決二	決議	
可   三二   決二	可穴01三1二 決		ħ

- 1	番号	101 6 国 会	l01 10 <b>国</b> 会	l01 17国 会
	件	集団代表訴訟に関する法律案	案刑事訴訟法の一部を改正する法律	案刑事訴訟法の一部を改正する法律
提出	月	外飯 ( 五 一 忠	外寺 田 一郎	外橋 本
者	日	田忠雄君	(五 五 3 3 4 3 3 4 3 3 4 3 3 4 3 3 3 3 4 3	(七二) 名君
予	付			
備	月			
送	日			
衆	出			
<u>ч</u>	月日			
提	日付委	Ti.		
	員	<b>弄</b>	<b>=</b>	
参	託会	图710	五10	011.4
	議委	継	継	継
議	員	6dt	(ct:	(cts
- 1	决会	続	続	続
R⇒ I	議本	審	審	審
	会			
	決議	査	査	査
	付委 員			
2TK	託会			
- i	議委			
1 1	員			
	决会			
	議本			
院	会			
	決議			
睛	備			
专	7			

102 7国 会 法律案 外飯 (台)、五六 台、五子 継 続 審 査

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法

第九号)

要旨

である。の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりの改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりについても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官

る。職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額すの報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官

俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、

三、以上の改定は、昭和六十年七月一日にさかのぼつて行

う。

### 委員長報告

告いたします。
つきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案に裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及

ものであります。に準じて、裁判官及び検察官の給与の改定を行おうとするに準じて、裁判官及び検察官の給与の改定を行おうとする両法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例

規定の解釈、裁判官及び検察官の初任給、司法権の独立と報酬について規定している憲法第七十九条及び第八十条の公務員給与の在り方についての法務大臣の見解、裁判官の委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、

ととの関連性等について質疑が行われましたが、その詳細裁判官の報酬の額の決定が行政府職員の例に拠つているこ

は会議録により御承知願います。

代表して橋本委員より両法律案に反対の意見が表明されま質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を

した。

どおり可決すべきものと決定いたしました。次いで、採決の結果、両法律案は賛成多数をもつて原案

以上、御報告いたします。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法

第一〇号)

要旨

である。
の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりについても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額にかいても、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官

おむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、お

じて、それぞれこれを増額する。

て、それぞれこれを増額する。おいてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じ二、検事及び副検事の俸給については、おおむねその額に

う。三、以上の改定は、昭和六十年七月一日にさかのぼつて行

委員長報告

三九ページ参照

### ○大蔵委員会

# 内閣提出法律案(一件)

5	祖	
関税暫定措置法の一部を改正する法律案	件	
衆	院讓	先
<u></u>	月	提
三	日	出
<b></b>	付委 員 託会	参
可公三:10	議委 員 決会	議
可容三三	議本 会 決議	院
40.11.04	付委 員 託会	衆
可公二、六	議委 員 決会	議
<b>决可</b>	議本 会 決議	院
	備	Ĭ
	<del>7</del>	

# 衆議院議員提出法律案(一件)

2	番号	
法律案 租税特別措置法の一部を改正する	件	
大蔵委員 5	月	提出
二、三員長	<del>E</del>	者
	付	予
<b>高二</b>	月	備
=	日	送
於 三	出	本院
三	月	$\hat{}$
=	日 付委	提
(予) 可	員託会	参
•	議委員	議
<u> </u>	<b>決会</b> <b>議本</b> 会	院
决四	決議	
	付委員	衆
¥	託会	
	員	議
/	決会	!
可奇	議本	院
二 三 決 三	会決議	-
<u> </u>		L §
	備	
	考	<del>;</del> —

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第五号)

要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応

率の撤廃又は引下げを図る等の所要の改正を行おうとするし、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税

もので、その主な内容は次のとおりである。

一、諸外国の関心が高い骨なし鶏肉、パーム油、電子式交

千七百九十二品目の関税率を原則として二十パーセント二、その他かにの調製品、新聞用紙、医療用機器等を含む換機等六十九品目の関税率を撤廃又は引き下げる。

引き下げる。

ととする。
当該品目につき本措置の適用を停止することができるこの事情により、国内産業に相当な損害を生ずる場合には、の事情により、国内産業に相当な損害を生ずる場合には、なお、本措置の実施後特定の品目の輸入が急増する等

四、本法律施行に伴う昭和六十年度一般会計分の関税合意に従い、政令で定める日から関税率を撤廃する。記二の措置に加えて、我が国とアメリカ合衆国との間の式ディジタル自動データ処理機械等九品目について、前式ディジタル自動データ処理機械等九品目について、前三、ハイテク製品の関税撤廃交渉推進の一環として、電子

### 委員長報告

减収見込額は、約二百億円である。

結果を御報告いたします。する法律案につきまして、委員会における審査の経過及びただいま議題となりました関税暫定措置法の一部を改正

ようとするものであります。を図る等の措置を講じ、昭和六十一年一月一日から実施し新聞用紙、コンピュータ本体等の関税率の撤廃又は引下げ我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、バナナ、本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、

細は会議録に譲ります。

一個のでは、今回の措置による輸入増効果との、表質会におきましては、今回の措置による輸入増効果との、表質会におきましては、今回の措置による輸入増効果と

以上、御報告申し上げます。

# 租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆第二号)

#### 要旨

る。 六十年分以後の所得税について適用しようとするものである特別控除額を十四万円(現行七万円)に引き上げ、昭和る特別控除額を十四万円(現行七万円)に引き上げ、昭和宅の特別障害者対策に資するため、同居の特別障害者に係本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、在

収見込額は、約三十億円である。なお、本法律施行に伴う昭和六十年度における租税の減

### 委員長報告

結果を御報告申し上げます。する法律案につきまして、委員会における審査の経過及びただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正

の特別障害者に対する特別控除額を七万円引き上げて十四その内容は、昭和六十年分以後の所得税について、同居いわゆる寝たきり老人減税実施のためのものであります。さきに関係各党派間で合意を見た政策減税等の処理のうち、本案は、衆議院大蔵委員長提出に係るものでありまして、

害者に対する特別控除額十四万円の合計八十万円の所得控三十三万円、特別障害者控除額三十三万円、同居の特別障整の際にも適用することとしております。整の際にも適用することとしております。

三十億円と見込まれております。 なお、本法施行に伴う租税の减収額は、昭和六十年度約

除が認められることになります。

いたしました。本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定委員会におきましては、質疑、討論なく、採決の結果、

以上、御報告いたします。

内閣提出法律案 (二件)

102 82 国 会	102 18 国 会	番号	
私立学校教職員共済組合法等の一部を改正す	日本体育・学校健康センター法案	件	
"	(衆	院議先	
	<del></del> <del></del> <del></del> <del></del> <del></del> <del></del> <del></del>	月提	
E(.10	<del>-</del>	日出	
二、九	(衆) 六0、二、一 六0、二、宝	付委 員 参 託会	
<b>修</b> 三元 正	可 決	議委 員 議 決会	
<b>修</b> 三130 正	決 可 決	議本 会 院 決議	
10/1 <b>8</b>	六0、10、1四	付委 員 衆	
可 三 決四	可合二、三	議委員 議決会	
可三、決六	可 次 決	議本 院 決議	
百二回国会 在三回国会 一三三百 一二三百 一二三百 一二三百 一二三百 一二三百 一二三百 一二三百 一二三百 一二三百 一二三百 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二	百二回国会 統	備考	

本院議員提出法律案(二件)

(衆) は提出時の先議院

101 16 国 会	101 11 国 会	番号	
を改正する法律案を改正する法律の一部女子教職員の確保に関する法律の一部	一部を改正する法律案学校教育法及び教育職員免許法の	件	
外 粕 谷	外久 ( <del>五</del> ) ( <del>五</del> )	月	提
一般 (七、六) 名君	元二 三 三 君	日	出者
944	744	付	—
		月	備
		日	送
		出	衆
		月	^
	<del></del>	日	提
	五九、	付委	
セス	五二	員 託会	参
継	継	議委	
		員	議
続	続	決会	l
審	審	議本	院
		会	שכ
查		決議	
		付委	
		員	衆
		1	衆
		員 託会	衆議
		員 託会 議委	
		員 託委員	議
		兵 長 長 長 長 長 大 議 、 決 議	
		員会委員会 本	議
		兵 長 長 長 長 長 大 議 、 決 議	議院

3	番	
改正する法律案国民の祝日に関する法律の一部を	名 名	<b>=</b>
内器	月	提
(307三7三) 閣委員長	日	出者
	付付	
\$0.T=:7=	月	備
<u> </u>	+	送
<u></u>	出	本院
XO.71=.71	月日	へ提
<u>-</u> 六	付委	J/E
0.1=	員	参
<u> </u>	託会	
可合	議委員	議
决元_	決会	DH2.
可容	議本	وديه
$\equiv$	会	院
<u> 決 言</u> /	決議	
	付委員	_
	託会	衆
	議委	
	員	議
	决会	
可容	議本	院
三 <u>`</u> 二 決三	会決議	
<u> </u>	備	į
	考	<u>د</u>

きる)。 生等の災害についても、災害共済給付を行うことがで門学校、幼稚園又は保育所の管理下における生徒、学につき、災害共済給付を行うこと(高等学校、高等専

- る業務を行うこと。
  3 学校給食用物資の買入れ、売渡しその他供給に関す
- 資料の収集・提供及び普及充実に関する業務を行うこ4 体育、学校安全及び学校給食に関して、調査研究、
- 5 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 行うことができること。 女部大臣の認可を受けて、目的達成に必要な業務を
- 属施設を一般の利用に供することができること。遂行に支障のない限り、その設置する体育施設及び附7・センターは、右に掲げる各業務のほか、当該業務の

五、財務、会計及び監督等

六、その他関係法律について所要の整備を行うこと。法人の例にならい所要の規定を設けること。センターの財務、会計、監督等について、一般の特殊

### 委員長報告

持増進を図ろうとするものであります。
は、特殊法人の整理合理化を図るため、国立競技場と日本学校健康会を統合して新たに日本体育・学校健康と日本学校健康会を統合して新たに日本体育・学校健康といりました法律案につきまして、文教委

ります。なり、去る十一月十四日可決、本院に送付されたものであなり、去る十一月十四日可決、本院に送付されたものであなお、本法律案は、衆議院において先国会に継続審査と

委員会におきましては、統合の利点と今後の運営方針、学校保健教育の充実、学校災害の防止と給付業務の適正化、学校保健教育の充実、学校災害の防止と給付業務の適正化、学校保健教育の充実、学校災害の防止と給付業務の適正化、学技保健教育の充実、学校災害の防止と給付業務の適正化、学技保健教育の充実、学校災害の防止と給付業務の適正化、でます。

質疑を終局、討論に入りましたところ、日本社会党を代

表して粕谷委員より、日本共産党を代表して吉川委員より、

それぞれ反対の討論が行われました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どお

り可決すべきものと決定いたしました。

なお、五項目から成る各派共同の提案に係る附帯決議が

行われました。

以上、御報告申し上げます。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百

二回国会閣法第八二号)

#### 要旨

本法律案は、人口の高齢化の進行等社会情勢の変化に対本法律案は、人口の高齢化の進行等社会情勢の変化に対本法律案は、人口の高齢化の進行等社会情勢の変化に対本法律案は、人口の高齢化の進行等社会情勢の変化に対本法律案は、人口の高齢化の進行等社会情勢の変化に対

害一時金及び遺族共済年金とすること。一、長期給付の種類は、退職共済年金、障害共済年金、障

は、組合員であつた全期間の平均の標準給与の月額とす一、長期給付の給付額の算定基礎となる平均標準給与月額

ること。

法等の一部を改正する法律案の該当規定を準用し、左の三、長期給付の支給等については、国家公務員等共済組合

とおりとすること。

職域年金相当部分の年金額を合算した額とすること。よる厚生年金相当部分の年金額とその二割に相当する1 共済年金の年金額は、厚生年金と同様の算定方式に

和七十年から六十歳とすること(本則は六十五歳)。2 共済年金の支給開始年齢は、経過措置を短縮して昭

金の併給調整の実施、所得制限の強化等を行うこと。在職支給制度を設ける等の措置を講ずるほか、公的年3 退職共済年金に加給年金制度及び低所得者に対する

は、従前の年金額をもつて改定後の年金額とすること。こととするが、この額が従前の年金額より少ないときの額をいわゆる通年方式により算定した額に改定する4 既裁定年金については、昭和六十一年四月分以後そ4 既裁定年金については、昭和六十一年四月分以後そ

5 年金額の改定方式については、消費者物価による自

動スライド制を採用すること。

拠出金の三分の一を補助すること。と組合員とが折半して負担することとし、国は基礎年金四、長期給付に要する費用は、使用者としての学校法人等

上げること。 五、標準給与の最高額を四十六万円から四十七万円に引き

六、国民年金法等関係法律について所要の規定の整備を行

七、この法律は、昭和六十一年四月一日から施行すること。

#### 修正要旨

る旨の修正を行うものである。 員の平均標準給与月額の計算方法について調整措置を講ず支給要件を緩和し、及び本法施行日前の期間を有する組合年金額の改定の要素に賃金を加え、職域年金相当部分の

### 委員長報告

で議了いたしました二案につきまして、委員会審査の経過ただいま議題となつております議案のうち、文教委員会

及び結果を御報告いたします。

案について申し上げます。まず私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

本法律案は、公的年金制度の一元化等の改革の一環として、私立学校教職員共済組合の組合員等については、付の支給要件、支給額、年金額の改定方法等については、日家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案の関係規国家公務員共済組合法等の一部を改正するとともに、長期給国家公務員共済組合法等の一部を改正するとともに、長期給ります。

会を開くなど熱心な審査が行われました。内閣、地方行政、農林水産の三つの常任委員会と連合審査委員会におきましては、中曽根総理大臣の出席を求めて、

議録によつて御承知願いたいと存じます。

スケジュール、基礎年金の水準と国庫負担の在り方、婦人スケジュール、基礎年金の水準と国庫負担の在り方、婦人の手な質疑といたしましては、公的年金制度一元化の

質疑を終局することを採決により決した後、柳川委員よ

意見が述べられました。 意見が述べられました。 なお、本修正案に対し、政府から止むを得ない旨の 定方法に関する調整措置を講ずる旨の修正案が提出されま 分の支給要件を緩和するとともに、平均標準給与月額の算 した。なお、本修正案に対し、政府から止むを得ない旨の した。なお、本修正案に対し、政府から止むを得ない旨の 定方法に関する調整措置を講びる の修正案が提出されま した。なお、本修正案に対し、政府から止むを得ない旨の 定方法に関する調整措置を講びる ののでに、平均標準給与月額の算 も、自由民主党・自由国民会議及び民社党・国民連合を代

べきものと決定いたしました。
は、賛成多数をもつて可決され、よつて本案は修正議決す
・国民連合共同提出の修正案及びその修正部分を除く原案
次いで採決の結果、自由民主党・自由国民会議、民社党

について御報告申し上げます。
次に、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案なお、八項目からなる附帯決議が行われました。

本法律案は、国民の文化的でゆとりある生活を実現し、

用を行わないことといたしております。日が日曜日または振替休日に当たるときは、当然にその適四日を休日にしようとするものであります。ただし、この四日への英気を養うため、その前日及び翌日が「国民の祝明日への英気を養うため、その前日及び翌日が「国民の祝

全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたし委員会においては、別に質疑、討論もなく、採決の結果、のであります。

以上御報告申し上げます。

ました。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三号)

#### 安旨

たは振替休日に当たるときは、適用を除外するものとする。日としようとするものである。ただし、その日が日曜日ま前日及び翌日が「国民の祝日」になる日(五月四日)を休英気を養うため、連続して休暇をとることができるよう、本法律案は、国民のゆとりある生活を実現し、明日への本法律案は、国民のゆとりある生活を実現し、明日への

		四八ページ参照	委員長報告	この法律は公布の日から施行する。

### ○社会労働委員会

# 内閣提出法律案 (一件)

101 67 国 会	番号	
医療法の一部を改正する法律案	件	
	名	i
衆	院諭	先
	月	提
<u>~</u>	且	出
う で	付委	
=	員 託会	参
<del></del> 可 <sub>為</sub>	議委	
)]]]	員	議
_ <del>次元</del> 可合	決会 議本	
$\stackrel{\circ}{=}$	会	院
决	決議	
<del>\$</del> 0`10	付委 員	衆
应	託会	715
修 台	議委員	議
正三	決会	pa.c.
修 态	議本	院
三 正三	会 決議	
百 <b>百</b> <b>7</b> <b>7</b> <b>7</b> <b>7</b> <b>9</b> <b>1</b> <b>1</b> <b>1</b> <b>1</b> <b>1</b> <b>1</b> <b>1</b> <b>1</b>	備	
	考	;

# 本院議員提出法律案(一件)

番

号

件

名

提

出

者

予

備

送

衆

^ 提

参

議

院

衆

議

院

備

考

	番号		第 102 <b>衆</b> 5国 議 会	番号
	(4	=	会 林業労働法案 (一	<b>/</b> 4
	名	i	件	2
	<b>分</b>	提	外目	月
	日)	出者	(六()、四(十)) 名	日
	付		一	付
	月	備		月
	日	送_		日
	出月	本院		出月
	日	へ提		日
	付委		Ą	付委
	員 託会	参	四、一七	員 託会
	議委		未	議委
	員	議		員
_	決会			決会
	議本会	院		議本会
	決議		了	決議
7	付委			付委
	員	衆		員
,	託会議委			託会
	員	議		員
	決会			決会
	議本	院		議本
	会	, DL		会決議
_	決議	L ⊧		<b>  次藏</b>
	備	Ħ		Į VA
	₹.	5		考
	L		J	

# (衆) は提出時の先議院

1

置法の一部を改正する法律案処理業等の合理化に関する特別指下水道の整備等に伴う一般廃棄物

· 長 社会労働委員

台二元

る () 三、

≕.

○ (子) (子) (子)

可否三元

可态气

決 三

(公二二代)

# 医療法の一部を改正する法律案(第百一回国会閣法第六七号)

#### 要旨

るものである。

人に対する監督に関する規定の整備を行う等の措置を講ず人に対する監督に関し必要な事項を定めるとともに、医療法計画の作成等に関し必要な事項を定めるとともに、医療法

本法律案の主な内容は次のとおりである。事項等について所要の修正が行われている。なお、衆議院において、医療計画及び医療法人に関する

#### 一、目的

与することとすること。
供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄するために必要な事項を定めること等により、医療を提管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備を推進医療法の目的を、病院、診療所及び助産所の開設及び

# 二、医療計画に関する事項

### 1 医療計画の作成

る体制の確保に関する計画(医療計画)を定めるも(1) 都道府県は、当該都道府県における医療を提供す

のとすること。医療計画においては、対象となる区のとすること。医療計画においては、対象となる区のとすること。医療計画においては、対象となる区のとすること。医療計画においては、対象となる区のとすること。医療計画においては、対象となる区のとすること。医療計画においては、対象となる区のとすること。医療計画においては、対象となる区のとすること。医療計画においては、対象となる区のとすること。医療計画においては、対象となる区のとすること。医療計画においては、対象となる区のとすること。医療計画においては、対象となる区のとすること。医療計画においては、対象となる区のとすること。

祉」を追加)との連係を図るように努めなければなを有する施策(衆議院修正において「薬事、社会福公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接な関連(2) 都道府県は、医療計画を作成するに当たつては、

らないものとすること。

- 更するものとすること。 検討を加え、必要があると認めるときは、これを変3 都道府県は、少なくとも五年ごとに医療計画に再
- くものとすること」)
  ければならないものとすること。(政府原案では「聴又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴かな仏) 都道府県は、医療計画の案を作成するため、診療
- と。 市町村の意見を聴かなければならないものとするこするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会及び5 都道府県は、医療計画を定め、又は変更しようと
- によつて行われるものとすること。 開設等の規制は、当該医療計画において定める基準(6) 医療計画策定後における公的性格を有する病院の

2

医療計画の達成の推進

備等を病院に勤務しない医師、歯科医師又は薬剤師とするとともに、病院の開設者等は、その建物、設るその整備等必要な措置を講ずるように努めるもの⑴ 国及び地方公共団体は、病院等の不足地域におけ

(政府原案では「医師又は歯科医師」)に利用させ の他必要な事項」)に関して勧告することができる の他必要な事項」)に関して勧告することができる ものとすること。

三、医療法人に関する事項

1 医療法人の設立(衆議院修正による追加

- なこと。 療所についても、医療法人の設立を認めるものとす(1) 医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診
- こと等とすること。 たつては、厚生大臣の認可を受けなければならない院又は診療所を開設しようとするものの設立等に当2 医療法人のうち、二以上の都道府県において、病
- 2 役員
- 一人以上を置かなければならないものとするととも(1) 医療法人には、役員として理事三人以上及び監事

三人未満の理事で足りるものとすること。(ただし理事について、都道府県知事の認可を受けた場合はに、役員の欠格事由について定めること。ただし、

書衆議院修正による追加)

(2) 都道府県知事の認可を受けた場合を除き、医療法

3 指導監督

(1) 都道府県知事は、医療法人の業務又は会計が法令に違反している疑いがあると認める等の場合には、医療法人の事務所に対する立入検査を行うことができることとするとともに、このような違反等の事実に違反している疑いがあると認める等の場合には、

命じ、役員の解任を勧告し、又は設立の認可を取り② 都道府県知事が、医療法人に対し、業務の停止を

の意見を聴かなければならないものとすること。消すに当たつては、あらかじめ都道府県医療審議会

(衆議院修正による追加)

4 資産要件等(衆議院修正による追加

ることができるものとすること。 特に関し必要な事項は、その開設する医療機関の規模件に関し必要な事項は、その開設する医療機関の規模 医療法人の資産要件を明確化することとし、資産要

| 「長麗是共体制に関する検討その他の事項四、医療提供体制に関する検討その他の事項

なみよう 再記など 冷寒行う 三)方に合う 三支を呈れ加) おり 医療提供体制に関する検討等(衆議院修正による追り 医療提供体制に関する検討等(衆議院修正による追

政府は、病院及び業務の円滑な継続を図るための措を講ずるものとすること。また、政府は、地域の適正な医療の確保に係る医を。また、政府は、地域の適正な医療の確保に係る医と。また、政府は、地域の適正な医療の確保に係る医と。また、政府は、地域の適正な医療の確保に係る医と。また、政府は、地域の適正な医療の確保に係る医療機関の社会的役割の重要性にかんがみ、医療機関の経営基盤の安定及び業務の円滑な継続を図るための措置を講ずるものとすること。

### 2 施行期日

施行すること。(衆議院修正による一部追加等)年から施行すること。ただし、医療計画に関する部分等については、公布の日から、前記四の1(医療提供体制に関する検討等)に関する規定は、公布の日から起算して一年を超えないこの法律は、公布の日から起算して六月を経過した

### 委員長報告

まず、医療法の一部を改正する法律案について申し上げおける審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。 員会で議了いたしました二法律案につきまして、委員会に をだいま議題となつております議案のうち、社会労働委

等の措置を講ずるものであります。ともに、医療法人に対する監督に関する規定の整備を行うのであり、医療計画の作成等に関し必要な事項を定めるとめに、医療制度の発産と変のであり、医療計画の作成等に関し必要な事項を定めると

その主な内容は、第一に、医療計画は、都道府県が作成

開設する病院等の管理者は、すべて理事とし、理事長は医 又は二人勤務する診療所についても設立を認めること。第 こと。第三に、医療法人は、医師又は歯科医師が常時一人 又は薬剤師に利用させるように努めるものとするほか、都 域におけるその整備等に努めるとともに、病院の開設者等 立入検査を行うことができることとし、一定の要件のもと 道府県知事は、一定の場合に、医療法人の事務所に対する 師又は歯科医師である理事から選出すること。第五に、都 に、都道府県知事の認可を受けた場合を除き、医療法人の 四に、医療法人の役員の定数及び欠格事由を定めるととも うとする者等に対し、開設等に関し勧告することができる は、建物、設備等をその病院に勤務しない医師、歯科医師 を推進するため、国及び地方公共団体は、 に関し必要な事項を定めること。第二に、医療計画の達成 ほか、病院の整備の目標その他医療を提供する体制の確保 で改善命令、業務停止命令、又は、役員の解任勧告を行う 道府県知事は、特に必要がある場合には、病院を開設しよ ことができることとすること等であります。 委員会におきましては、医療機関の適正配置、区域設定 対象区域の設定及び必要病床数に関する事項を定める 病院等の不足地

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党よわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。意見の尊重、医療監視の実態等の諸問題について質疑が行・必要病床数の標準、医業経営、営利目的の開設、住民の

り原案に反対する旨の意見が述べられました。

原案どおり可決すべきものと決しました。
討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもつて

し上げます。 化に関する特別措置法の一部を改正する法律案について申 次に、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理 なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

する事項を加えるものであります。
る一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に関下水道の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされ実情にかんがみ、合理化事業計画に定めるべき事項として、実情にかんがみ、合理化事業計画に定めるべき事項として、

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願い

て原案どおり可決すべきものと決しました。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつ

以上、御報告申し上げます。

特別措置法の一部を改正する法律案(衆第一号)下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する

#### 要旨

二、この法律は、公布の日から施行するものである。 業等の合理化に関する特別措置法」に基づく合理化事業 業等の合理化に関する特別措置法」に基づく合理化事業 が処理業者等に対する事実上の措置を行つているという実情にかんがみ、合理化事業計画に定める事項として、下水道の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に関する事項を加えるものである。

### 委員長報告

五五ページ参照

### ○農林水産委員会

## 内閣提出法律案(一件)

(衆)は提出時の先議院

102 83 国 会	番号	
る法律案 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正す	4	
(衆)	院諭	先
<del></del>	月	提
<b>u</b> '110	日	出
方O、TET、九	付委 員 託会	参
<b>修</b>	議委員	議
正 元 <b>修</b> 态 三	決会 議本 会	院
ЕÔ	決議	
K071071	付委 員 託会	衆
<b>6</b> 0.1=.	議委員	議
三、三 「E 一 修 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	決会 議本	Pr≟s
正六	会決議	院
百二回国会 一	備	i i
同 職 大〇二二、	考	ţ

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案(第百

二回国会閣法第八三号)

#### 要旨

対応し、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図本法律案は、高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に

おりである。

は、公的年金制度一元化等の改革の一環として、農林のため、公的年金制度一元化等の改革の一環として、農林の大学にある。

は基礎年金の上乗せとしての給与比例年金とする等の措には基礎年金の上乗せとしての給与比例年金とする等の措には基礎年金の上乗せとしての給与比例年金とする等の措

# 一、農林漁業団体職員共済組合法改正関係

## 1 給付に関する通則

こと。
合員であつた間の全期間の標準給与月額の平均とする合員であつた間の全期間の標準給与月額の平均とする給付額の算定の基準となる平均標準給与月額は、組

障害一時金及び遺族共済年金とすること。また、給付の種類は、退職共済年金、障害共済年金、

(2)

## 2 給付に関する事項

(1) 退職共済年金は、組合員期間等が二十五年以上である者が退職した後に六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したときに支給すること。その額は、平均標準給与月額の千分の一・五(組合員期間が二十五年未満のときは千分の一・五(組合員期間が二十五年未満のときは千分の一・五(組合員期間を有しない者には職域年金相当部分)と、平均標準給与月額の千分の一・五(組合員期間を有しない者には職域年金相当部分)とし、さらに妻子にかかる加給年金を設けるこい)とし、さらに妻子にかかる加給年金を設けるこい)とし、さらに妻子にかかる加給年金を設けるこい)とし、さらに妻子にかかる加給年金を設けるこい)とし、さらに妻子にかかる加給年金を設けるこい)とし、さらに妻子にかかる加給年金を設けるこい)とし、さらに妻子にかかる加給年金を設けるこい)とし、さらに妻子にかかる加給年金を設けること。

老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、おける年齢に応じた経過措置を行うこと。
は対る年齢に応じた経過措置を行うこと。
おける年齢に応じた経過措置を行うこと。
おける年齢に応じた経過措置を行うこと。

(3) 障害共済年金は、組合員である間に生じた傷病により、政令で定める障害等級(一し三級)に該当する程度の障害の状態になつたときに支給すること。し、その額は、厚生年金相当部分の額との合算額(一級障害はその一・二五倍に加給年金額(一、二級障害に限る)を加算した額に加給年金額(一、二級障害に限る)を加算した額とすること。ただし、組合員期間が三〇〇月未満のとすること。ただし、組合員期間が三〇〇月未満のとすること。ただし、組合員期間が三〇〇月未満のとすること。ただし、組合員期間が三〇〇月未満のとすること。ただし、組合員期間が三〇〇月未満のとすること。ただし、組合員期間が三〇〇月未満のとすること。ただし、組合員期間が三〇〇月未満のとすること。ただし、組合員期間が三〇〇月未満のとすること。ただし、組合員期間が三〇〇月未満のとすること。とするに、三〇〇月とみなして計算すること。

いい。政令で定める一定の障害状態にあるときに支給する政令で定める一定の障害状態にあるときに支給するまた、障害一時金は、組合員が退職したときに、

(4) 遺族共済年金は、の組合員又は一、二級の障害共済年金の受給権者等が死亡したとき、若しくは回退職共済年金の受給権者等が死亡したとき、若しくは回退相当額の四分の三とし、份の場合、組合員期間が三相当額の四分の三とし、份の場合、組合員期間が三人の○月未満のときは三○○月とみなして計算すること。

か、最低保障額を設けること。域年金相当部分の額について一定の割増しを行うほなお、職務等による傷病により死亡した場合、職

を行うこと。 六十五歳に達するまでの間、年額四十五万円の加算った、子のない寡婦が受給する場合、四十歳から

を支給しないこととする。令で定めるところにより、退職共済年金額等の一部の、組合員等が禁錮以上の刑に処せられたときは、政

6 既裁定年金については、昭和六十一年四月分以後、

きは、従前の年金額をもつて改定後の年金額とすること。ただし、この額が従前の年金額より少ないとその額をいわゆる通年方式による年金額に改定する

(7) 施行目前から引き続き組合員である者のうち、退職年金の受給資格を満たしている者が、施行日後に退職共済年金を受ける場合には、その受けるべき年金額が、施行日の前日において退職したならば受けるととができた退職年金の額より少ないときは、当該退職年金の額をもつて退職共済年金の額とすること。ととすること。ただし、6の従前の年金額及び7のととすること。ただし、6の従前の年金額及び7のととすること。ただし、6の従前の年金額及び7の年金額については、自動改定を行わないこと。

# 3 費用負担に関する事項

② 国は、毎年度、基礎年金拠出金の三分の一に相当① 掛金は、組合員と事業主が折半して負担すること。

### 二、関係法律の整備等

する額を補助すること。

1 国民年金法を改正し、農林漁業団体職員共済組合の

組合員及びその被扶養配偶者を国民年金の被保険者と

する等の措置を講ずること。

生年金等との間の併給調整を行う等の措置を講ずるこ2 厚生年金保険法を改正し、退職共済年金等と老齢厚

Į

る。
い、所要の規定の整備等を図るための修正が行われていい、所要の規定の整備等を図るための修正が行われてい法律案に対する第百二回国会での本院における修正に伴なお、衆議院において、国民年金法等の一部を改正する

三、施行期日

昭和六十一年四月一日から施行すること。

#### 修正要旨

「賃金」という文言を加えること。

「賃金」という文言を加えること。

「賃金」という文言を加えること。

「賃金」という文言を加えること。

「賃金」という文言を加えること。

「賃金」という文言を加えること。

十五年以上で厚生年金相当部分の二割相当としている原二、職域年金相当部分の年金額については、組合員期間二

れに伴い所要の修正を行うこと。案の規定を改め、これを二十年以上とすることとし、こ

との全期間平均方式による額を参酌した調整を行うこと。こととしている原案の規定を改め、これに加えて個人ご月額の計算については、五年間平均補正方式を採用する三、本法律施行日前の期間を有する組合員の平均標準給与

### 委員長報告

御報告致します。
正案につきまして、委員会における審査の経過と結果を委員会で議了致しました農林漁業団体職員共済組合法改ただいま議題となつております議案のうち、農林水産

本法律案は、高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化であるものであります。

委員会におきましては、内閣委員会、地方行政委員会

等各般にわたる質疑が行われました。 等各般にわたる質疑が行われました。 等各般にわたる質疑が行われました。 等各般にわたる質疑が行われました。

する旨の発言がありました。

クラブ・革新共闘各派共同提案による十二項目からなる附分を除く原案は、いずれも多数をもつて可決すべきものと決定致しました。
対議を終わり、順次採決の結果、修正案及びこの修正部計論を終わり、順次採決の結果、修正案及びこの修正部

以上、御報告致します。

帯決議を行いました。

### ○商工委員会

## 内閣提出法律案 (二件)

4	2	1	<b>돌</b>
特定石油製品輸入暫定措置法案	法律案法律の法の一部を改正する情発行限度に関する特例法の一部を改正する一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社	*	
"	衆	院讓	
	<del>ا</del>	月	提
11/111	K0′10′1K	日	出
)     · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(予)可	付委員 託会	参
可三、	可 決	議委 員 決会	議
可三完	可	議本 会 決議	院
1177人修二	次0.11、六 可 六0.1	付委 員 託会	衆
修 二、 正 三	可 決	議委 員 決会	議
修 二 正 王	可 次	議本 会 決議	院

備

考

する特例法の一部を改正する法律案(閣法第二号)一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関

要旨

昭和五十一年に十年間の限時法として制定された一般電気資金需要が大幅に増加する見通しであることにかんがみ、本法律案は、今後一般電気事業会社の設備投資のための

をおりである。

の拡大を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のの拡大を図ろうとするとともに、一般ガス事業会社を対象がら外し、一般電気事業会社についての社債発行限度倍率がよの対象を延長するとともに、一般ガス事業会社を対象

例法」に改め、一般ガス事業会社の社債発行限度に関す一、題名を「一般電気事業会社の社債発行限度に関する特

工

する特例を定めるものとする。
る特例を廃止し、一般電気事業会社の社債発行限度に関

経過措置に関する規定を削除する。三、法律が失効するものとされる期限の規定及び失効後のの社債発行限度の四倍」から「六倍」に改正する。二、一般電気事業会社の社債発行限度倍率を現行の「商法二、一般電気事業会社の社債発行限度倍率を現行の「商法

### 委員長報告

結果を御報告申し上げます。る法律案につきまして、商工委員会における審査の経過とス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正すただいま議題となりました一般電気事業会社及び一般ガ

本法律案は、今後大幅に増大する見込みの一般電気事業ものであります。

委員会におきましては、電気事業の設備投資及び資金調

す。
ついて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りまいよる内需拡大効果、電気料金と円高差益還元問題などによる内需拡大効果、電気料金と円高差益還元問題などに達の見通し、電力債による公社債市場への影響、電力投資

なお、本法律案に対し、円高差益の取り扱い等に関するり可決すべきものと決定いたしました。市川理事より、本法律案に反対の意見が表明されました。質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党の質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党の

以上、御報告申し上げます。

附帯決議が行われました。

# 特定石油製品輸入暫定措置法案(閣法第四号)

#### 要旨

に行われることを確保するための措置を講じようとするもく必要性が高まつていることにかんがみ、その輸入が円滑いなかつた揮発油等の石油製品についても輸入を行つてい境の著しい変化等に伴い、我が国がこれまで輸入を行つて

のであつて、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、定義

「特定石油製品」とは、揮発油、灯油及び軽油をいう。

### 二、登録

- なければならない。
  定石油製品の種類ごとに、通商産業大臣の登録を受けい。特定石油製品の輸入の事業を行おうとする者は、特
- と認めるときは、登録をしなければならない。② 通商産業大臣は、登録の申請が次の条件に適合する
- 必要な設備を有すること。に対応するため、石油製品の得率の調整を行うのにイー申請に係る特定石油製品の輸入量が変動した場合
- ために必要な施設を有すること。
  中請に係る特定石油製品若しくは原油を貯蔵する
- てその品質を調整し使用者の需要に適合させるため、申請に係る特定石油製品で輸入されるものについ

## 三、品質に関する勧告

に必要な設備を備えていること。

定石油製品で販売しようとするものの品質が使用者の需通商産業大臣は、特定石油製品輸入業者が輸入した特

することができる。し、品質の確保に関し必要な措置をとるべきことを勧告要に適合していないと認めるときは、当該輸入業者に対

### 四、輸入業者の努力

めなければならない。特定石油製品輸入業者は、当該製品の円滑な輸入に努

### 五、廃止

るものとする。この法律は、昭和六十六年三月三十一日までに廃止す

### 六、その他

罰則その他所要の規定を置く。

との修正が行われた。「昭和七十一年三月三十一日までに廃止するものとする」なお、衆議院において、本法律の廃止期限について、

### 委員長報告

案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果をただいま議題となりました特定石油製品輸入暫定措置法

本法律案は、近年の国際石油情勢の緩和に伴い、揮発油御報告申し上げます。

等の石油製品の国際市場が拡大し、我が国もこれまで輸入等の石油製品の国際市場が拡大し、我が国もこれまで輸入<br/>
等の石油製品の国際市場が拡大し、我が国もこれまで輸入

その詳細は会議録に譲ります。 議院での修正の経緯などについて、質疑が行われましたが、石油業界の諸問題、特定石油製品輸入業者の登録要件、衆委員会におきましては、国際石油情勢の見通し、我が国

より反対の意見が、それぞれ述べられました。

賛成、日本共産党市川理事より反対、参議院の会木本委員間理事より反対、自由民主党・自由国民会議松岡理事より質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党福

次いで、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案ど

おり可決すべきものと決定致しました。

応して、適宜適切に本法の見直しをするべきである」とのなお、本法律案に対しては、「内外石油情勢の変化に対

以上、御報告申し上げます。附帯決議が行われました。

○運輸委員会

本院議員提出法律案(一件)

1	番	
置法の一部を改正する法律案日本国有鉄道経営再建促進特別措	4	
外 (云O二 第	月	提出
一	<u>B</u>	者
穴()三(,1	付月日	予備送
	出	衆
	月日	へ提
穴() 二、元 未	付託議員会委員	参議
了	決議本会議	院
令二六二	付 員 会 委	衆
	<b>政</b> 員 決会	議
	議本 会 決議	院
	備	ļ
	考	;

### NHK決算(一件)

備考欄記載事項は本院についてのもの

明書が照表及び損益計算書並びにこれに関す対照表及び損益計算書並びにこれに関す	4	
る貸 説借		
	拼	Ē.
第一	Н	4
百二回一	) F	j
国会	E	Ī
6 7	付委	
	員	参
議六	託会	
<b>藏</b> 态(三	員	議
決己	決会	
議 六0′二	議本会	院
决 三	決議	
<u>5</u>	付委	_
次0.10.1回	員 託会	衆
VM.	議委	
	員	議
	決会 議本	
	<b>成</b> 本	院
	決議	
百二回国会	備	Ī
未 了	考	-

### 計算書並びにこれに関する説明書 日本放送協会昭和五十八年度財産目録、 貸借対照表及び損益

### 委員長報告

果を御報告いたします。 財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する 説明書につきまして、逓信委員会における審査の経過と結 ただいま議題となりました日本放送協会昭和五十八年度

の検査を経て内閣から提出されたものであります。 でありまして、放送法の定めるところにより、会計検査院 本件は、日本放送協会の昭和五十八年度決算に係るもの

> 百億八千七百万円となつております。 負債総額一千二百五十四億七千七百万円、資本総額一千四 ける財産状況は、資産総額二千六百五十五億六千四百万円、 その概要を申し上げますと、同協会の五十八年度末にお

また、当年度中の損益は、経常事業収入二千九百二十六

おります。 損となつており、これに固定資産売却損益等の特別収支を あり、差し引き経常事業収支は七十四億一千八百万円の欠 含めた事業収支は、七十五億一千二百万円の欠損となつて 億二千三百万円に対し、経常事業支出三千億四千百万円で

なお、この欠損金は資本収支の差金をもつて補てんされ

ております。

本件には、会計検査院の「記述すべき意見はない」旨の

検査結果が付されております。

た。 を会一致をもつてこれを是認すべきものと議決いたしまし 所に協会当局等に質疑を行い、慎重審議の結果、本件は 際放送の充実強化等の諸問題について、政府、会計検査院 際放送の充実強化等の諸問題について、政府、会計検査院 がに協会当局等に質疑を行い、慎重審議の結果、本件は を会一致をもつてこれを是認すべきものと議決いたしまし を会一致をもつてこれを是認すべきものと議決いたしまし を会一致をもつてこれを是認すべきものと議決いたしまし を会一致をもつてこれを是認すべきものと議決いたしまし をにおきましては、収支予算等が適正かつ効率的に た。

以上、御報告申し上げます。

### ○建設委員会

# 内閣提出法律案 (一件)

3	ž.	
進法の一部を改正する法律案住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建	44	‡
設 等 促		
<b>衆</b> 	院議	· 先
<del>5</del> 0'10	月	提
完	B	出
☆○´二´ ゼ (予)	付委 員 託会	参
可态	議委員	議
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	決 議 会 決	院
671	付委員託会	衆
で	議委員会	議
	議本会決議	院
1/	備	j
	考	

# 本院議員提出法律案(一件)

101 9 国 会	1	
都市緑化促進法案	4	ŧ
	<b>Ŷ</b>	á
外藤 (	月	提出
<ul><li>共</li><li>雄</li><li>四</li><li>名</li><li>君</li></ul>	<u>B</u>	者
	月	予備
	出出	<u>送</u>
	月	^ <b>~</b>
	日	提
五九、五、四	付委 員 託会	参
継続	<b>議委</b> 員 決会	議
審査	議本 会 決議	院
	付委 員 託会	衆
	議委 員 決会	議
	議本会決議	院
	(人) 解	i
	考	<u>:</u>

# 正する法律案(閣法第三号)住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改

#### 要旨

自ら居住するため住宅を必要とする者に対し、通常の貸付て、本法施行の日から昭和六十一年度末までの期間に限り、本法律案は、内需拡大のための緊急かつ時限的措置とし

額及び利率は政令で定めようとするものである。金に加えて割増貸付けを行うものとし、割増貸付分の限度

### 委員長報告

ます。 建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げ寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案につきまして、寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案につきまして、

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願いま額及び利率は政令で定めようとするものであります。

立に加えて割増貸付けを行うものとし、割増貸付分の限度会に加えて割増貸付けを行うものとし、割増貸付分の限度の居住するため住宅を必要とする者に対し、通常の貸付の居住するため住宅を必要とする者に対し、通常の貸付の財間に限り、

した。
会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしま会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしま質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全

す。

由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国なお、本法律案に対し、青木理事より、自由民主党・自

会の決議とすることに決定いたしました。容とする附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員の線引きの見直し及び関連公共施設の整備等の四項目を内民連合の各派共同提案に係る宅地供給の円滑化を図るため

以上、御報告申し上げます。

### 決算その他 (三件)

備考欄記載事項は本院についてのもの

算書昭和五十八年度国有財産	五十八年度政府関係機関八年度国税収納金整理資五十八年度特別会計歳入昭和五十八年度一般会計	件	<b>:</b>
増減及び現在額総計	決算書 金受払計算書、昭和 歳出決算、昭和五十 歳入歳出決算、昭和	名	,
	<u></u>	摄	į
第百五	第 百 五	出	4
10 0 10	二四二二四二二四二二四二二四二二四二二二四二二二二二二二二二二二二二二二二二二	月	}
国 二 三 九	国二 会 一	E	l
	お	付委	
一荒	五三	l 1	参
		議委	
		員	議
•		슾	院
		D ( 1424	
	<u> </u>	1 1	rfm.
)		託会	衆
継	継	議委	<b>≈≥</b>
続	続	決会	議
審	審	議本	院
<b></b>	杳		170
百二回国会	** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	備	
	1 100		-
	書 (第百二回国会) 二元 10/1四 継 続 審 査 ] 10/1四 継 続 審 査 ]	書       10/18       継       (第百二回国会)       10/18       継       有       百二回国会         和五十八年度国有財産増減及び現在額総計 十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和 年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十 (第百二回国会)       六〇、「三九 5〇、五三]       10/18       継       様       本	The and

○議院運営委員会

規則•規程案 (四件)

			10′1	八要	外遠	正する規則案	参議院規則の一部を改正する規則案
			10/18	七要名君	外遠藤	1規程案	参議院政治倫理審査会規程案
/			10/12	七要名君	外遠藤		行為規範案
			₹0′10′1 <b>g</b>	七野名君	外遠藤		政治倫理綱領案
議	託	付	月日	出 君 ———		名	(4
委	会	委員	提出		į	į	:

### 政治倫理綱領案

### 行為規範案

参議院政治倫理審査会規程案

### 趣旨説明

ただいま議題となりました四案につきまして、提案の趣

旨を御説明いたします。

まず、政治倫理関係三案について申し上げます。

ようとするものであります。
行為規範及び政治倫理審査会に関する事項をそれぞれ定めの議決により定めることといたしております政治倫理綱領、成立いたしました国会法の一部改正に伴い、同法が各議院成立いたしました国会法の一部改正に伴い、同法が各議院

上。代表者懇談会の了承を得ました答申に基づくものでありまけ表者懇談会の了承を得ました答申に基づくものでありま政治倫理確立のための具体策として議長に報告し、各会派また、三案は、いずれも参議院政治倫理協議会が、先般、

前文は、政治倫理の確立は、議会政治の根幹であり、ようとするもので、前文と五項目から成つております。本案は、政治倫理確立のため、議員の行動の基準を定め以下、三案の内容について御説明申し上げます。

義務に徹し、政治腐敗の根絶と政治倫理の向上に努めなけ第一項は、議員は、国民の信頼に値するより高い倫理的資するため、本綱領を定めるものであるとしております。国会の権威と名誉を守り、議会制民主主義の健全な発展に 以、議員は、国民の代表であることを自覚し、国民の信頼

ればならないことを

とを、国民の注視のもとにあることを銘記しなければならないこ断に任務を果たす義務を有するとともに、その言動が常に断二項は、議員は、主権者である国民に責任を負い、不

第三項は、議員は、全体の利益の実現を目指して行動することを本旨とし、特定の利益の実現を求め、公共の利益を損なうことがないよう努めなければならないことを、第四項は、議員は、みずから疑惑を解明し、その責任惑を持たれた場合には、みずから疑惑を解明し、その責任惑を持たれた場合には、みずから疑惑を解明し、その責任がのに活動し、国民の代表にふさわしい高い識見を養わなければならないことを、知道ならないことを、第二項は、議員は、全体の利益の実現を引指して行動することをある。

次に、行為規範案について申し上げます。

第二条は、議員は、自己の事業に係るもの等を除き報酬くも公正を疑わせるような行為をしてはならないことを、第一条は、議員は、職務に関して廉潔を保持し、いやし定めようとするもので、六条から成つております。

を得ている企業または団体の名称、役職等を議長に届け出

なければならないことを、

第三条は、議長、副議長、常任委員長及び特別委員長は、

一定の職を兼ねてはならないことを、

費相当額の半額を超える場合は、議長に届け出なければな税法の規定により申告された金額等が前年一年間に得た歳第四条は、議員は、歳費等一定の収入以外の収入で所得

らないことを定めております。項を申し合わせた場合には、忠実にこれに従わなければなりを申し合わせた場合には、忠実にこれに従わなければなり、発五条は、議員は、全会派の一致をもつて遵守すべき事

らないことを、

なお、第六条は、本規範の実施に関する細則は、議長が

定めることといたしております。

次に、参議院政治倫理審査会規程案について、その主な

内容を申し上げます。

本案は、政治倫理審査会の審査の対象、組織、権限及び

運営等について定めようとするもので、

し、政治的道義的に責任があると認められるかどうかにつ一以上の申し立てに基づき、議員が行為規範に著しく違反第一に、審査会は、政治倫理確立のため、委員の三分の

いて審査するものとしております。

を要することとしております。

第二に、審査会は、委員の三分の二以上の多数による議決

特別委員長の辞任の勧告を行うものとし、審査会がこれら

特別委員長の辞任の勧告を行うものとし、審査会がこれら

の勧告をするには、委員の三分の二以上の多数による議決

を要することとしております。

ます。とし、議長は、その要旨を議院に報告することとしておりとし、議長は、その要旨を議院に報告することとしており概要及び審査結果を記載した報告書を議長に提出するもの第三に、審査会は、事案の審査が終わつたときは、その

第四に、審査会は委員十一人をもつて組織し、委員は所第四に、審査会は委員十一人をもつて組織し、委員は所第四に、審査会は委員十一人をもつて組織し、委員は所第四に、審査会は委員十一人をもつて組織し、委員は所

こととしております。また、審査会の会長は、審査会において委員が互選する

・・の

といたしております。国会法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること国会法、行為規範案及び参議院政治倫理審査会規程案は、

以下、本案の主な内容について御説明申し上げます。がある規定等について整理を行おうとするものであります。本院規則中、実情に合わない規定、意味を明確にする必要本院規則中、実情に合わない規定、意味を明確にする必要

わないため、削除することとしております。ることができるとの規定など三規定は、いずれも実情に合第一に、主査は、議院において、委員長の報告を補足す

改正を行うこととしております。関する規定について、その意味を明確にするため、所要のに関する規定及び懲罰事犯がある場合に議長のとる措置に第二に、委員会の審査手続に関する規定、傍聴席の区分

とができることとしております。得ることなく、その所管に属する事件について調査するこを行つておりますが、これを常任委員会は、議長の承認を第三に、常任委員会は会期ごとに議長の承認を得て調査

かを決定することとしております。本会議における議決態様に即して、請願を採択すべきか否体ので、請願の委員会における議決区分につきましては、

ております。明らかにする等のため、新たに一章一条を設けることとし明らかにする等のため、新たに一章一条を設けることとし第五に、参議院公報の発行について、その根拠を規則上

何とぞ御賛同くださるようお願い申し上げます。以上が四案の提案の趣旨及び内容でございます。

	七二ページ参照趣旨説明	参議院規則の一部を改正する規則案

○科学技術特別委員会

本院議員提出法律案(二件)

101 8 国 会	101 7 国 会	看	
海洋開発委員会設置法案	海洋開発基本法案	件名	
外 塩 出	外塩 出	月	提
二啓典	完二 啓 曲		出
三名君	四 典 三 名 君	<u>H</u>	者
		付品	予
		月日	備送
		出出	衆
		月	^
		日提	
10/18	K0′10′18	付委 員 託会	参
継	継	議委	
続	続	員	議
NOC	NOL	決会	
審	審	議本会	院
査	査	決議	
		付委	
		員	衆
		託会	.,-
		議委員	3 <b>4</b> 6
		決会	議
		議本	
		슾	院
		決議	
		備	Ī
		考	<del>.</del>

○委員会付託に至らなかったもの

内閣提出法律案(二件)

12	11	番号	
職業安定法等の一部を改正する法律案	厚生年金保険法等の一部を改正する法律案	件	
"	衆	院議	先
	<del>ك</del>	月	提
九	九	日	出
		付 託 議 決議	参議
		会決議	院
		付委 員 託会	衆
		議委員決会	議
継続審査	継続審査	議本会決議	院
		備	j
		考	

三、請願の審議経過

(1) 請願件数表

0
0
_
五
=
0
0
0
七
択
会議

○文教委員会 ○地方行政委員会 ○内閣委員会 四件) てんかんに悩む児童・生徒の教育充実に関する請願(第三 私学助成の大幅増額に関する請願(第九八号外三件) する請願(第七七号) 学校事務職員等に係る義務教育費国庫負担制度の堅持に関 職務執行命令訴訟制度に関する請願 台湾人元日本軍人軍属の補償に関する請願(第一○六七号) 傷病恩給等の改善に関する請願 台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願(第六○六号外 (内閣に送付するを要しないもの) (第一九号) (第三九八号) 一一三件 七件 件 ○社会労働委員会 〇農林水産委員会 輸血及び血液製剤のエイズ汚染排除等に関する請願(第六 昭和六十一年産米の良質米奨励金現行確保に関する請願 農林水産物市場開放阻止に関する請願 小規模障害者作業所の助成に関する請願(第三〇五号) 国民健康保険財政の健全化に関する請願 国民健康保険の財政に関する請願 担制度の維持に関する請願(第五〇五号外一〇六件) 義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負 保育所制度の充実に関する請願(第六七四号外七件) 〇二号外三件) 〇七号) (第七六号) (第四一号) (第四二号) (第七四号) 五件 二件

	号)  明村の実施する公共下水道の整備推進に関する請願(第一	○建設委員会	不法な車検代行業者の排除に関する請願(第一〇七一号)一〇運輸委員会 一件
	請願(第一	<del>一</del> 件	〇七 一 号 )

# 四、委員会別国政調査概要

## ○内閣委員会

	十二月 十九日 木曜日	十一月二十六日 火曜日昭和六十年
官から報告を聴いた。	中期防衛力整備計画に関する件について中曽根内閣総理大臣から発言があつた後、加藤防衛庁長	派遣委員から報告を聴いた。

## ○地方行政委員会

				十二月 五日 木曜日	十一月 十九日 火曜日昭和六十年
国有鉄道当局に対し質疑を行つた。	ットと来年度予算編成に関する件等について古屋国務大臣、政府委員、人事院、運輸省及び日本	件とゲリラ対策に関する件、日航機一二三便墜落事故の捜索救難活動に関する件、補助金一率カ	る件、公務員給与制度の改定に関する件、刑事犯罪人の護送体制に関する件、国電ゲリラ多発事	一元警察最高幹部の選挙立候補に関する件、地方公務員制度研究会が作成した給与改定資料に関す	派遣委員から報告を聴いた。

派遣委員から報告を聴いた。	木曜日	七日	昭和六十年月
		会	○外務委員会
当局に対し質疑を行つた。 関する件等について嶋崎法務大臣、政府委員、警察庁、最高裁判所、外務省、労働省及び厚生省れ案に対する米国通商代表部の非難声明に関する件、子の権利確保のための協議離婚制度改善に関する件、帰還北朝鮮人の日本人妻の里帰り促進等に関する件、日弁連の外国人弁護士受入三浦和義君逮捕に際しての人権問題等に関する件、国家賠償請求事件の公判における警察官の傍	大 曜 日	十 九 日	十 二 月
政省、最高裁判所、農林水産省、文部省及び大蔵省当局に対し質疑を行つた。保護処分に対する「再審」に関する件等について嶋崎法務大臣、政府委員、厚生省、警察庁、郵件、マスコミの過剰報道に関する件、市販飲料への毒物混入事件に関する件、精神障害を理由と外国人登録法による指紋押捺制度に関する件、特別養子に関する件、靖国神社公式参拝に関する外国人登録法による	· 火曜	十六日	十一月二十六日
派遣委員から報告を聴いた。	木曜日	十 四 日	昭和六十一月年

	十二月
	十日
	火曜日
っ改革に関する件、ア	日ソ関係に関する件、
アパルト	日米級

等について安倍外務大臣、政府委員、法務省、経済企画庁、会計検査院、運輸省、大蔵省、通商産 に関する件、極東配備のSS20に関する件、ソ連・北朝鮮関係に関する件、日朝関係に関する件 国際災害救助活動に関する件、アフガニスタン問題に関する件、米国の核戦略と上瀬谷通信施設 トヘイトに関する件、婦人の雇用問題に関する件、SDIに関する件 経済摩擦に関する件、 経済協力・青年海外協力隊に関する件、ユネス

業省、労働省及び外務省当局に対し質疑を行つた。

### ○大蔵委員会

十一月 十二日 火曜日昭和六十年

派遣委員から報告を聴いた。

単身赴任者旅費に関して竹下大蔵大臣から報告を聴いた。

十一月

十四日

木曜日

関する件、円高に伴う輸出関連中小企業の経営悪化への対応策に関する件、老人保健制度の見直 会長小倉武一君及び日本銀行総裁澄田智君に対し質疑を行つた。 しに関する件等について竹下大蔵大臣、政府委員、中小企業庁、厚生省当局、参考人税制調査会 経済見通しに関する件、累積債務国への援助構想に関する件、非課税貯蓄への低率課税化問題に 税制改革の基本問題に関する件、五か国蔵相会議の合意による為替介入問題に関する件、今後の

田和六十年 田和六十年 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

機会の複数化に関する件、同和教育に関する件、兵庫教育大学の附属小学校に関する件、国鉄の 登校拒否児童、生徒の対応に関する件、私立日生学園高等学校の運営に関する件、国立大学受験

分割民営化に伴う通学定期券等の関係に関する件、義務教育費国庫負担制度維持に関する件、国

際理科テストの成績に関する件、四十人学級の実現に関する件、臨時教育審議会における教育基 本法の検討に関する件、いじめ問題の現状と対策に関する件、幼稚園教育に関する件、昭和六十

教育条件の改善に関する件等について松永文部大臣、政府委員、厚生省、日本国有鉄道、 四年度以降の高校進学者急減対策に関する件、文書館拡充に関する件、児童・生徒の問題行動と

総理府

法務省、総務庁及び警察庁当局に対し質疑を行つた。

我が国の初等中等教育及び大学教育の水準に関する件、医師、歯科医師の臨床研修に関する件、

十一月二十六日

火曜日

医学教育における医の倫理の重要性に関する件、初等中等教育における生命尊厳についての教育

関する件、子供の非行化に対する日本弁護士連合会の報告書に関する件、国立、私立中学校の難 に関する件、学校法人福田学園の運営に関する件、大学入学資格検定試験の現状及び年齢制限に

解な入試問題に関する件等について松永文部大臣、政府委員、厚生省及び警察庁当局に対し質疑

審議会第一部会長天谷直弘君及び同審議会第四部会長飯島宗一君に対し質疑を行つた。 臨時教育審議会における審議状況に関する件について参考人臨時教育審議会会長岡本道雄君、 同

昭 十一月四和六十年 十一月二十六日 十四日 火曜日 木曜日 関する件、歯科医師の将来需給に関する件、農薬パラコート剤の保管・販売規制に関する件、へ た。 産省及び大蔵省当局に対し質疑を行つた。 厚生大臣、政府委員、自治省、警察庁、通商産業省、厚生省、法務省、建設省、消防庁、農林水 関する件、腎移植対策に関する件、ATL き地医療対策に関する件、国立病院・療養所の統合再編成に関する件、老人保健制度の見直しに 佛祥庵(静岡県富士市)における暴行・傷害事件に関する件、医療法の改正と歯科保健の推進に する件、水銀入り乾電池の処理に関する件、昭和六十一年度厚生省予算の予算編成に関する件 イズ 十一年度以降の高率補助金の在り方に関する件、米国製護身具スタンガンの規制に関する件、エ 退職者医療制度に係る見込み違いに関する件、国民健康保険制度の抜本改革に関する件、昭和六 件等について山口労働大臣、政府委員、警察庁、日本国有鉄道及び運輸省当局に対し質疑を行つ 者の雇用対策に関する件、タクシー運転者のシートベルト装着に伴う労働安全衛生対策に関する の指針案と省令案に関する件、国鉄改革についての職員の意見調査の問題に関する件、心身障害 する件、昭和六十一年度労働省予算概算要求における重点施策に関する件、男女雇用機会均等法 最近の雇用失業情勢と今後の雇用対策に関する件、茨城県友部自動車学校における労働争議に関 派遣委員から報告を聴いた。 (後天性免疫不全症候群)の対策に関する件、PCB入りノーカーボン紙の保管・処理に関 (成人工細胞白血病) 対策に関する件等について増岡

بال مال	<del>*</del>	 =	金曜日
北洋魚業の安定確保に関する央議を行つた。	森林・林業・林産業の活力増進に関する決議を行つた。	厚生省、外務省及び環境庁当局に対し質疑を行つた。	当面の農林水産行政に関する件について佐藤農林水産大臣、政府委員、運輸省、日本国有鉄道、

#### ○商工委員会

			十一月二十一日 木曜日	十一月 十二日 火曜日昭和六十年
大に関する件等について村田通商産業大臣、金子経済企画庁長官、政府委員、通商産業省、運輸国鉄の中小企業事業分野進出に関する件、生協に対する灯油出荷停止に関する件、製品輸入の拡	界の振興対策に関する件、中小企業の海外進出に関する件、航空機の開発と安全性に関する件、の情報化に関する件、貿易磨擦と下れ高是正に関する件、原子大発電所事故に関する件、おし業		灯油価格、電気料金等の円高差益消費者還元問題に関する件、国鉄の分割・民営化と産業輸送等	派遣委員から報告を聴いた。

十一月二十一日 木曜日昭和六十年

| 派遣委員から報告を聴いた。

航空交通規制緩和に関する件、港湾施設の有効活用に関する件、行政書士と自動車関連業界との トラブルに関する件、大阪国際空港運航規制に関する件、国鉄問題に関する件、地下鉄の経営

治省、会計検査院、大蔵省、防衛庁当局、参考人日本国有鉄道再建監理委員会委員長亀井正夫君 三光汽船問題に関する件について山下運輸大臣、政府委員、杉浦日本国有鉄道総裁、運輸省、自 日本航空株式会社代表取締役社長高木養根君、同社専務取締役平沢秀雄君及び日本鉄道建設公団 元化問題に関する件、日航機墜落事故に関する件、日本航空株式会社の経営問題に関する件及び

総裁内田隆滋君に対し質疑を行つた。

火曜日 貨物鉄道会社に関する件、国鉄の余剰人員問題に関する件、タクシーの運賃制度に関する件、車 検代行業に関する件、埼京線開通に伴う影響に関する件、国鉄再建問題に関する件、航空業界の

自由競争に関する件、明石架橋に関する件、国鉄所有地の売却問題に関する件、国鉄の鉄道施設

に対する破壊活動に関する件、総合交通体系に関する件、日航機墜落事故に関する件等について 山下運輸大臣、杉浦日本国有鉄道総裁、運輸省、日本国有鉄道、総理府、大蔵省、建設省、 会計

○運輸委員会

省、日本国有鉄道当局及び参考人日本銀行総務局長深井道雄君に対し質疑を行つた。

に対する破壊に対する破壊をはいる。

十二月

十日

$\bigcirc$
逓
信
委
員
会

検査院当局及び参考人日本国有鉄道再建監理委員会委員長代理加藤寛君に対し質疑を行つた。

昭和六十年 三日 火曜日 関する件、日米通信摩擦問題に関する件、CATVの道路占用問題に関する件、INSモデルシ 振興策に関する件、郵便局における国債販売の再開に関する件、簡保の加入限度額引上げ問題に 編成の適正化問題に関する件、無線設備機器の型式検定制度に関する件、情報通信産業の育成・ 省の小口預貯金金利自由化への対応策に関する件、非課税貯蓄制度に関する件、テレビ放送番組 小包郵便物の拡充施策に関する件、郵便事業財政の見通しと財政悪化の抑止策に関する件、 派遣委員から報告を聴いた。 の営業活動姿勢に関する件、東京・大阪における民放FM局の申請状況とその免許の在り方に関 ステムの改善策に関する件、OTHレーダーによる電波障害に関する件、日本電信電話株式会社 郵政

(電気通信の新体制等に関す 島仁君)十二月 十日 火曜日 新電電

島仁君、特別第二種電気通信事業者協議会会長金岡幸二君、社団法人日本情報通信振興協会会長 新電電の新体制移行に伴う諸問題に関する件について参考人日本電信電話株式会社常務取締役児

民間放送連盟専務理事泉長人君、日本電信電話株式会社常務取締役岩下健君及び同社取締役・

術企画本部長村上治君に対し質疑を行つた。

する件等について左藤郵政大臣、政府委員、文部省、法務省、建設省当局、参考人社団法人日本

る小委員会)	志場喜徳郎君及び東京大学工学部助教授浅野正一郎君から意見を聴いた。
○建設委員会	
十一月二十八日 木曜日昭和六十年	地震対策に関する件、国有地の有効活用推進の在り方に関する件、大京観光の土地・建物取引に
	関する件、住宅減税に関する件、地価評価に関する件、地代家賃統制令の廃止問題に関する件、
	火山の爆発対策に関する件等について木部建設大臣、河本国土庁長官、政府委員、大蔵省、内閣
	官房、自治省当局、参考人東京都立大学教授渡部丹君及び住宅・都市整備公団理事京須實君に対
	し質疑を行つた。

### ○予算委員会

十一月 二日 土曜	日子 一月 一日 金曜 日本
土曜日 予算の執行状況に関する件について中曽根内閣総理大臣、竹下大蔵大臣、	大蔵大臣、村田通商産業大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁金曜日 予算の執行状況に関する件について中曽根内閣総理大臣、加藤陸
蔵大臣、安倍外務大臣、山口労	考人日本銀行総裁澄田智君に対し質疑を行つた。総理大臣、加藤防衛庁長官、安倍外務大臣、竹下

	(高齢化社会検討小委員会)	(生活条件整備検討小委員会) 部省当局に対し質疑を行つた。十一月 二十日 水曜日 地域コミュニティ施設及びち	田和六十年 昭和六十年 と曜日 設省当局及び参考人日本銀行 政府委員、労働省、外務省、 内需拡大等に関する件につい ででは、 のでは、
式会社日経バイオテク編集長宮田満君から意見を聴き、同参考人に対し質疑を行つた。を行つた後、バイオテクノロジーの産業・社会に及ぼす影響について参考人日経マグローヒル株働に関する国際シンポジウム組織委員会委員氏原正治郎君から意見を聴き、同参考人に対し質疑技術革新に関する欧米諸国の経験と取り組み状況について参考人マイクロエレクトロニクスと労	人中央大学教授丸尾直美君から意見を聴き、同参考人に対し質疑を行つた。意見を聴き、同参考人に対し質疑を行つた後、高齢化社会を支える負担・財源問題について参考中間施設に関する懇談会中間報告について参考人中間施設に関する懇談会委員佐分利輝彦君から	参考人に対し質疑を行つた。 部省当局に対し質疑を行つた後、参考人東京都立大学人文学部教授倉沢進君から意見を聴き、同地域コミュニティ施設及び施策の現状と展望について政府委員から説明を聴き、政府委員及び文	設省当局及び参考人日本銀行総裁澄田智君に対し質疑を行つた。政府委員、労働省、外務省、通商産業省、大蔵省、資源エネルギー庁、国土庁、中小企業庁、建内需拡大等に関する件について金子経済企画庁長官及び政府委員から説明を聴いた後、同長官、派遣委員から報告を聴いた。

(安全保障問題小委員会)	十二月 六日 金曜日   安全停   を聴い	(外交問題小委員会)   君、前十一月二十七日 水曜日   国際平		十一月 二十日 水曜日 外交・君に対	(国際経済問題小委員会) 企業庁、 十一月 十三日 水曜日 経済摩擦昭和六十年
	安全保障問題に関する件について政府委員及び外務省当局に対し質疑を行つた。を聴いた後、各参考人に対し質疑を行つた。	君、前国際連合日本政府代表部特命全権大使西堀正弘君及び東京大学教授五十嵐武士君から意見国際平和年と日本外交について参考人国際連合大学学長スジャトモコ君、上智大学教授緒方貞子	1400 151 151 151 151 151 151 151 151 151 1	外交・総合安全保障に関する件について安倍外務大臣、加藤防衛庁長官及び政府委員に対し質疑君に対し質疑を行つた。	企業庁、資源エネルギー庁、通商産業省、経済企画庁当局及び参考人日本銀行総務局長深井道雄経済摩擦に関する件について政府委員及び経済企画庁当局から説明を聴いた後、政府委員、中小

派遣委員から報告を聴いた。	水曜日	二十日	昭和六十一月年	昭
		委員会	○環境特別委員会	$\circ$
学助教授大森信君から意見を聴いた後、本件について意見の交換を行つた。海洋開発に関する件について参考人三菱重工業株式会社技術本部顧問岡村健二君及び東京水産大	金 曜 日	六日	<u>十</u> 月	
に対し質疑を行つた。  に対し質疑を行つた。  に対し質疑を行つた。  に対し質疑を行つた。  に対し質疑を行つた。  に対し質疑を行つた。  に対し質疑を行つた。				
鉄筋コンクリートの耐久性に関する件、放射性廃棄物に関する件、日本原子力研究所の在り方に	<b>水</b> 曜 日		十一月二十七日	
派遣委員から報告を聴いた。	曜日	十四日	昭和六十月年	昭

行つた。

農林水産省、建設省、外務省、科学技術庁、文部省、法務省及び日本国有鉄道当局に対し質疑を

公害及び環境保全対策に関する件について石本環境庁長官、政府委員、運輸省、環境庁、厚生省、

		十二月 十一日 水曜日
	自治省、労働省、通商産業省、警察庁、文化庁、消防庁及び気象庁当局に対し質疑を行つた。	公害及び環境保全対策に関する件について石本環境庁長官、政府委員、林野庁、建設省、厚生省、

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会

十二月 四日 水曜日昭和六十年	派遣委員から報告を聴いた。
十二月 六日 金曜日	沖縄県民の意識に関する世論調査に関する件、石垣新空港建設問題に関する件、米軍基地内未契
	約地の使用権原の取得に関する件、万国津梁の鐘の鐘銘に関する件、沖縄の航空行政に関する件、
	自由貿易地域に関する件、つぶれ地問題に関する件、那覇空港の民間と自衛隊の共同使用に関す
	る件、F4移駐とシーレーン防衛との関係に関する件、第二次振計後期プロジェクトに関する件、
	円高ドル安の沖縄への影響に関する件、米軍基地内日本人労働者の身分保障に関する件等につい
	て藤本沖縄開発庁長官、政府委員、環境庁、文化庁、運輸省、防衛施設庁、大蔵省、参議院法制
	局、建設省、自治省及び防衛庁当局に対し質疑を行つた。

			十一月二十二日 金曜日昭和六十年
	発庁、大蔵省当局及び参考人動力炉・核燃料開発事業団理事長吉田登君に対し質疑を行つた。	に関する件について竹内科学技術庁長官、村田通商産業大臣、政府委員、会計検査院、北海道開関する件、石油製品の需給対策に関する件、エネルギー対策の財源確保に関する件及び円高対策ターの立地についての北海道幌延町における調査に関する件、核燃料廃棄物の現状と処理対策に	動力炉・核燃料開発事業団の見学者の接遇に関する件、動力炉・核燃料開発事業団貯蔵工学センー

#### (付) 多議院役員一覧

	役			員		召	集	日	á	 슺	期	中	選	任			
	議			長	木	村	睦	男君									
	副	議		長	阿,	具根		登君									
	内			閣	亀	長	友	義君									
,	地	方	行	政	増	岡	康	治君									
	法			務		宮	文	造君									
	外			務	最	上		進君									
常	大			葴	Щ	本	富	雄君		.=							
	文			教	林		寛	子君									
任	社	会	労	働	岩	崎	純	三君									
禾	農	林	水	産	成	相	善善	十君						_			
委	商			工	下	条	進-	一郎君									
員	運			輸	鶴	岡		洋君									
	逓			信	大	森		昭君									
長	建			設	小	Щ		平君									1
	予			算	安	田	隆	明君		-							
	決			算	丸	谷	金	保君									
;	議	院	進	営	遠	藤		要君									
	懲		_	罰	森	田	重	郎君									
	国	民	生	活	Ш	田		譲君									
	外	交	• 5	安 保	植	木	光	教君									
特	科	学	技	術	馬	場		富君									
別	環			境	矢	田部		理君									
委	災	害	対	策	志	苫		裕君									
員	選	挙	制	度	原		文」	兵衛君									
長	沖	縄	• =	化 方	夏	目	忠	雄君									
	エ	ネ	ル:	ギー	沢	田		精君									
事	₹	务	総	長	指	宿	清	秀君	加藤木	J	里勝君	1	(60	12	. 2	0)	

#### 

(会期終了日60.12.21 現在)

										7		
4		派		議員数	①昭6	1.7.7 任力	期満了	②昭6	②昭64.7.9任期満了			
会派		融只奴	全 国	地方	計	比 例	選挙	計				
自由民主党	• 自日	由国民会	議	139(7)	19(2)	50(1)	69(3)	20(4)	50	70(4)		
日本	社	会	党	42(3)	8(1)	13	21(1)	9(1)	12(1)	21(2)		
公明党•	- 国	民会	議	27(2)	9	4	13	8(2)	6	14(2)		
日本	共	産	党	14(5)	3(1)	4(2)	7(3)	5(2)	2	7(2)		
民社党•	国	民 連	合	13(1)	3	3	6	4	3(1)	7(1)		
参 議	院	Ø)	会	3	1	0	1	2	0	2		
新 政	<i>D</i>	ラ	ブ	3	0	1	1	1	1	2		
二院クラ	ブ・	革新共	: 闘	3	1	0	1	1	1	2		
各派に属	した	よい議	員	4(1)	2(1)	1	3(1)	0	1	1		
欠			員	4	4	0	4	0	0	0		
合		計		252(19)	50(5)	76(3)	126(8)	50(9)	76(2)	126(11)		

※ ()内は婦人議員数